

国民所得と財政収支

——概念規定と測定について——

石 弘 光

目 次

- 一 序——問題とその領域
 - 二 政府活動の基本的性格
 - 三 政府の財貨・サービス購入
 - 四 租税収入
 - 五 移転支払・補助金
 - 六 むすびと残された問題
- 参考文献

一 序——問題とその領域

国民所得の概念が、マクロ的視点から一国の経済活動を把握するのに最もすぐれた指標であることはよく知られて

国民所得と財政収支

いることである。今日、種々の経済政策の目標は国民所得を基準に定式化され、その国民所得の推移によって目標達成の成巧のていどを判断する傾向になっている。しかしこのように重要な意義を附与されている国民所得も、たちいて検討すると、その概念自体にかなり曖昧なものが含まれていることが認められる。概念内容が曖昧になる要因としてはいくつものものが考えられるが、そのうちで最も重要なものは政府セクターの取扱い方如何の問題である。

一 国の経済活動において政府の占める役割は、現在著しく増大しその経済活動は決して無視できないものであるが、理論的な分析を展開するにあたっては殆ど明示的にとりあげられることがない。それは外生的に与えられたものとされるか、あるいは全く無視されてしまうかのどちらかである。⁽¹⁾このような取扱い方にも十分な理由がないわけではない。また理論の単純化という点からも許されてしかるべきである。しかしながら抽象的段階での議論はさておき、実際問題としては一国全体の中で政府の経済活動を数量的に表示する必要がある。この指標としてよく用いられるのが、国民総生産に対する政府の財貨・サービス購入の比率や、あるいは国民所得に対する租税総額の比率である。これらの比率は、財貨・サービスの使用者としての政府の役割がどのていどであるかを示すものである。シャープも述べているように、「国民所得統計はいまや経済において演ずる政府の経済的役割の大きさを表わす普通の仕方である⁽²⁾」のであって、一般に政府活動は国民所得との関連でとらえるのが最良の方法である。

しかしながら、政府の経済活動は国民所得概念になじまない異質的なものを含んでいる。そこでいかにすればこの両者を国民所得の系列のなかに調和的にまとめあげることができるかということが問題となる。⁽³⁾この問題を検討するために、国民所得の概念規定と測定について反省を加え、なかんずく政府活動の具体指標である財政収支の取扱い

方を考察しなくてはならない。⁽⁴⁾

この問題は一九三〇年後半から一九四〇年代にかけて、アメリカを中心とする多くの研究者によってかなり時間をかけてくり返し議論されたが、ついに共通の見解に到達せずにおわったという経緯がある。⁽⁵⁾ いな今日なお問題は、未解決のままである。しかし一旦ある計算方式が採用されこれに基づいて国民所得が集計されると、その数値は経済分析の基本的データとしての権威をもつようになる。そして集計にあたってとりかわされた論争点は、次第に忘れ去られがちになる。シャウプは一九三七年から一九四七年までの時期を、国民所得測定「開拓期」(pioneering period)と名づけて一つの展望を与えた。⁽⁶⁾ 国民所得の概念及び測定に關しての種々な見解が議論されたのは、この「開拓期」の期間においてである。とりわけ国民所得の中で租税や政府支出をどう取扱ったらよいかは、一つの中心的論争点を形成していった。⁽⁷⁾

そして「開拓期」の最後の年、すなわち一九四七年にアメリカ商務省の大規模な改訂作業がおこなわれた。国民所得の測定には膨大な作業が要求され、一旦ある体系が確立すると変更が困難になるといふ事情にあるので、商務省概念にもとづく国民所得はほぼ現在におよぶ一つの型を作り上げ、その後の国民所得の分析に大きな影響を与えることとなった。すなわち、商務省概念の確立後は、一般的にいつて基本的な概念規定に触れる問題は回避せられ、国民所得の整理に必要な勘定体系の整備拡充の問題に重点が移ったように思われる。つまり国民所得はそのままだしてそれを含むより広範囲の社会会計あるいは国民経済計算の理論の発展という形をとったのである。⁽⁸⁾ この意味で「開拓期」における概念規定や測定をめぐっておこなわれた議論は、国民所得の基本的問題を根源にさかのぼって考察しようとする

する場合、逸することのできぬ重要な手がかかりとなってくる。商務省の故訂作業に際してギルバートが、「われわれの報告において、定義の問題は勘定体系と全くきりはなして取扱われる」と断わっているように、この概念規定上の根本的な諸問題は、国民所得勘定の表章形式の問題とは別個に取扱い可能である。

以下政府活動に固有な性格から生じてくる問題点を整理し、ついでアメリカを中心に展開された諸議論を手がかりに、政府活動の具体的指標である財政収支が国民所得の測定にあたってどのように取扱われており、そこにどんな問題点がかくされているのかを検討してみよう。⁽¹⁾

- (1) E. D. Domar, *Essays in the Theory of Economic Growth*, New York, 1957, 宇野健吾『経済成長の理論』、東洋経済新報社、昭和三四年、二二—六頁。
- (2) Carl S. Shoup, "Development and Use of National Income," H. S. Ellis ed, *A Survey of Contemporary Economics*, Philadelphia, 1949, 都留重人監訳『現代経済学の展望、理論編Ⅰ』、岩波書店、昭和二六年、二二—六頁。
- (3) 本稿の問題意識の形成には、都留教授の論文「国民所得における政府の位置」『国民所得と再生産』、有斐閣、昭和二六年、に大いに負うている。
- (4) 問題の設定の仕方は、マースグレイヴと同じである。R. A. Musgrave, *The Theory of Public Finance*, New York, 1959, ch. 9, 木下和夫監訳、『財政理論Ⅰ』、有斐閣、昭和三六年、第九章。
- (5) シャウプはこの間の事情を、「その議論の結果として、この方面においてどれほど本質的な進歩がなされたかはやや見解の問題の感がある」(C. S. Shoup, *op. cit.*, 邦訳、二〇—頁)と説明している。
- (6) C. S. Shoup, *op. cit.*, 邦訳、一八九—一九〇頁。この期間にアメリカを中心に公表された主要な文献については、巻末

の「参考文献」にまとめておいた。

(7) 政府の収入や支出に関して議論される具体的内容は『国民所得国富研究』*Studies in Income and Wealth* の第三巻の序文に、第一—二巻で明らかにされ多数の議論を引きおこした重要な問題として五つあげられているものから推察することができる。

(1) 救済支払は要素所得への分配かあるいは所得の再分配か。(2) 政府の利子支払のどの部分が要素所得への分配でどの部分が所得再分配を表わすか。(3) 法人余剰に対する付加やそこからの引出しに相当する政府の要素所得がもしあるとすればどんなものか。(4) 政府サービスの価値を企業へのサービスと最終消費者へのサービスとはっきりと配分することは可能かまた必要か。(5) 政府の純生産物価値は租税帰着の知識なしに決定しうるか。

(8) 武藤秀樹『国民所得と社会会計』、東洋経済新報社、昭和三八年、六一—一頁。

(9) M. Gilbert et al., "Objectives of National Income Measurement: A Reply to Professor Kuznets," *Review of Economic Statistics*, August 1948, p. 180.

(10) 指摘されるいくつもの問題点は、アメリカのみに限定されるものでない。これらの問題点は現行のわが国の国民所得統計にも適用しうるもので、この意味では本稿の問題設定は、わが国の現在当面している諸問題とも関連をもってくる。

二 政府活動の基本的性格

さきにも触れたとおり、政府の経済活動は本質的に国民所得概念とはなじまぬ異質のものを含んでいる。この点をはっきりと認識することから議論を出発させたい。このためには一般に厚生概念から規定されてくる国民所得の厳密

な定義の検討からはじめねばならないが、本稿ではこの点にふかくたちらないことにする。しかしなんらかの形で定義された国民所得を、あらかじめ念頭においておく必要がある。国民所得には広狭いくつかの定義が考えられ、定義如何によって、国民所得に含まれるものと除かれるものとが区別されることになる。⁽¹⁾たとえばクズネツツの定義

「国民所得は国民によって生産されたすべての経済財の純価値である」⁽²⁾

をとり上げてみよう。この定義のみですべての問題が解決されるわけではない。さらに「国民」(nation)、「生産された」(produced)、「経済財」(economic goods)、「純価値」(net value)の具体的な内容を一層吟味しなくてはならない。⁽³⁾これからの定義を形成する語の中で、国民所得の測定範囲を限定するうえから最も重視されるのは経済財である。

簡単にいうと、国民所得は経済財の価値合計である。この経済財の最も顕著な特徴は、市場にあらわれて交換原則に従うということである。この場合基準になっているのは、市場性 (marketability) の基準である。この基準に従うと、国民所得は市場経済妥当の概念であるという表現が生まれてくる。しかし市場にあらわれないが国民所得に含めるのが望ましい財や、反対に市場にあらわれるが除外する方がよい財がでてくる。この調整は国民所得の定義において最も複雑な問題の一つになる。非市場財を国民所得に含めたり、あるいは市場財なのに除外したりする場合の基準は、一般にそれらの財が生産的であるか非生産的であるかによって決定されている。この基準を生産性 (productivity) の基準と呼ぶことにする。国民所得を算定する場合誰でも意識すると否とに拘らず、この生産性の基準を用いてある項目を含めたり他の項目を除外したりしている。ここには主観的な要素が介入してきて、純統計的には解決

できない価値判断によって、国民所得の構成要素が左右されることになる。⁽⁴⁾つまり国と国の比較、あるいは同じ国でも異時点比較の場合、生産性を判断する基準が異なり、明らかに国民所得の構成要素にも差異が生じてくる。⁽⁵⁾そこで実際の測定にあたっては、一般に制度的に設けられた基準、具体的には社会全体で公的に認められた法律でもって規制された基準を用いる他はない。⁽⁶⁾合法的な市場での活動はどれも生産的でそれらの生産物は国民所得に含まれ、非合法的な活動は非生産的とされそれらの生産物は国民所得から除外されることになる。

市場性あるいは生産性の基準からみた場合、政府の経済活動はどうであろうか。そのすべてが経済財と考えられて国民所得に含まれるであろうか。政府は簡単にいって、市場の「排他原理」(exclusion principles)を適用できない社会欲求 (social wants) や、私的経済にまかせておいてもよいが助長に価すると考えられる欲求 (merit wants) の充足のために経済活動を営んでいる。⁽⁷⁾政府はこの経済活動のために予算を通じて租税や借入で財源調達をし支出活動をおこなう。これらの説明で明らかのように、政府の経済活動はそもそも市場メカニズムで達成されえない欲求の充足にある。したがって市場性の基準とは、当然両立しえない性格のものである。他方生産性の基準から、政府活動をみた場合、どうであろうか。かりに政府活動が非生産的であるとするとするならば、非市場財である以上、国民所得の構成要素として政府活動を考慮に入れる必要がないから、問題はまったくおこらない。しかし今日、自由放任主義者のように、政府活動をすべて無条件で非生産的であると断言できない。これは明らかに現実的ではない。政府活動の基本的性格は、市場性はないが生産的であるという点に求められるべきである。したがってこの点に、国民所得研究者が皆等しく認めるように、国民所得と財政収支の概念及び測定上のむずかしい問題が発生してくる。

第 II-1 表 クズネッツの経済財の定義

| | |
|---|---|
| I. 最も狭い定義 私的市場で貨幣のために交換される財 | 1. 強制力で特徴づけられた市場で 公的機関によって販売される財 |
| II. (I)+(1) 一国のすべての市場で貨幣のために交換される財 | 2. 物と物との交換による財 ex. 企業の現物支給 |
| III. (II)+(2) 貨幣があれば、物であれば、すべて市場で交換される財 | 3. 市場にあらわれない財 a. 自己消費のために生産者の手元におかれる財. ex. 農家の自家消費分 b. 市場システムの外にある他人のための個人サービス. ex. 主婦及び家族のサービス c. 市場システムの外にある個人の自分に対するサービス. ex. 勤務時間外の自己サービス d. 消費者によって所有されて使用される財 aa. 住宅 bb. 他の耐久消費財 cc. 他の消費財 e. 公的所有の財の最終消費者と企業へのサービス. ex. 道路 |
| IV. (III)+(3a)+(3daa)+(3e) 企業及び公的経済のすべての生産物、ただし家計の生産物の大部分を除く | |
| V. (I)+(1)+(2)+(3) 最も広く定義されたすべての経済財 | |

一橋大学研究年報 経済学研究 11

出所: S. Kuznets, *National Income and Its Composition*, 1941, p. 9.

クズネッツは私的市場のみ限定した最も狭い定義から、市場にあらわれない財のすべてを含めた最も広い定義まで、全領域にわたって経済財を第 I 表のように整理している。データの不足やら実際には測定不可能なためすべての数値をそろえられるわけではないが、これはまさしく国民所得の測定可能な範囲を示したものである。国民所得の範囲は、その定義に関連してどのように決定されるであろうか。その範囲についてかなり意見が一致し、厳密な規定の必要でない領域もあるが、一方その領域との境界線 (borderline) 周辺にはいくつもの曖昧な項目が存在する。この境界線に横たわるいくつものケースが考察されなにかぎり、議論の余地のないという明確な領域そのものも曖昧になるおそれがある。(8) クズ

ネツツの表から境界線上にどのような項目が存在するか、そしてその項目の選択如何によってどのような国民所得の範囲が決定されるかが判断できる。

政府の経済活動の大部分がこの境界線上にあるということは、われわれがとりくまねばならぬ複雑な種々の問題を提出している。この境界線上にあると考えられる項目は他にもいくつかあるが、数量的にきわだって大きいのが政府項目である。したがって国民所得概念に含まれる曖昧さは、財政収支の取扱いから生じる不確かさや恣意性によるところが大きいといっても過言でない。かかる点コラムも指摘するように、国民所得において財政収支を適切に取扱うことは、政府活動の領域を正確に測定するのに必要なばかりか、脱落や重複をなくして国民所得総額を測定するのに絶対に欠かせないことである。⁽⁹⁾

国民所得の測定範囲を決定するにあたっては、第II表にならべたどの定義を選択しても、それが最良であるというものではない。定義の両極端の間でどこか一点に、恣意的な線が引かれるべき性質のものである。一般に線が引かれるのは第II表においてIVとVの間で、IVの範囲に国民所得算定の基礎がおかれている。これは貨幣であれ物であれすべての市場で交換される財に、農家の自家消費、自己所有家屋の帰属価値、それに無料で供給される政府サービスからなっている。この他に明らかに境界線上の諸項目、3b, 3c, 3d**b**, 3d**c** を含めるか否かは問題になる。⁽¹⁰⁾

さて以下の議論のために、国民所得という用語のもちい方を簡単に整理しておこう。二つの意味でもちいることにする。その一つは一定期間のうちに生産された最終生産物の純価値の合計としての国民所得であり、もう一つはこれ

らの生産にあたって支払われた要素費用の合計としての国民所得である。便宜上、前者を生産物接近法による国民所得、後者を所得接近法による国民所得と呼ぶことにする⁽¹⁾。一般にこの二つの合計は等しいものとされているが、政府活動が介入してくると必ずしもこう主張できないケースが生じてくる。以下、政府関係の諸項目、支出面をあらわす財貨・サービス購入、移転支払、補助金、収入面をあらわす各種租税が各々、国民所得の測定にあたってどのように取扱われているかを順次考察することにする。

(1) この点クズネッツは、「除外、包含の議論の多い問題を取扱う場合、国民所得の明確な定義の重要さをどんなに強調しても強調しすぎることはないように希望する」と主張している。S. Kuznets, *Studies in Income and Wealth*, vol. 1, 1937, p. 231.

(2) S. Kuznets, *National Income and Its Composition*, National Bureau of Economic Research, 1941, p. 3. 国民所得の定義に関して、他に次のものを参照。G. Colm, "Public Revenue and Public Expenditure in National Income," *Studies in Income and Wealth*, vol. 1, 1937, pp. 175-184, M. A. Copeland, "Concepts of National Income," *ibid.*, pp. 3-7.

(3) クズネッツはこれらの吟味を一つ一つたねんにおこなっている。*ibid.*, pp. 6-60.

(4) クズネッツは、「事実に関する先入観に影響されずに、国民所得の純客観的測定が可能だと考える統計家は自分をだましつゝる」(S. Kuznets, *op. cit.*, p. 3)と断言しているし、またハーバラも次のように指摘している。「不幸なことに国民所得の最終的な測定に到達する方法自体、基調としてゐる価値判断に依存しそれによって変化する」(G. Haberler, "National Income, Saving, and Investment," *Studies in Income and Wealth*, vol. 2, 1938, p. 140)。

(5) たとえば戦時体制にある時期には、戦車や軍艦は生産的であると主張されるが、別な時期には非生産的とされるかもしれ

なる。この点ツズネンは「われわれの主張であるのは、それが（生産性の基準）、歴史的合法性をもちつゝあるとしようだけである」(S. Kuznets, *op. cit.*, p. 20) と主張してゐる。

(9) G. Colm, *op. cit.*, p. 177, S. Kuznets, *op. cit.*, pp. 17-20.

(7) R. A. Musgrave, *The Theory of Public Finances*, ch. 1, 邦訳、第一卷、G. Haberler and E. E. Hagen, "Taxes, Government Expenditure and National Income," *Studies in Income and Wealth*, vol. 8, 1944, p. 17-18.

(8) コルムは自分の示唆した定義を詳細に検討したあとで、その曖昧さを認め決して一般的な基準を提出するつもりはなからうとを明記して述べてゐる。「その境界線は、考慮されるべき特定の問題と利用可能な統計資料とを考へて決定されねばならぬ」(G. Colm, *op. cit.*, p. 241)。

(6) *ibid.*, p. 214, 同じ強調はバーンスタインとバーマンによらぬ。G. Haberler and E. E. Hagen, *op. cit.*, p. 3.

(10) S. Kuznets, *op. cit.*, p. 9, G. Colm, *op. cit.*, p. 179-180.

(11) この用法はシャウプにこそが、つゞく。C. S. Shoup, *Principles of National Income Analysis*, Massachusetts, 1947, ch. 1, 水田清、高橋長太郎訳『国民所得分析の原理』有斐閣、昭和十五年、第一章。また国民所得をこのように二つの意味に明確に区別してゐるものと「次の論文参照」J. Lindeman, "Income Measurement as Affected by Government Operations," *Studies in Income and Wealth*, vol. 6, 1942, J. R. Hicks, "The Valuation of the Social Income," *Economica*, May 1940.

生産物接近法による国民所得を「国民生産物」といつてもよいかもしれぬ。現にマズグレイヴはこの用法に従っているが(参照) R. A. Musgrave, *op. cit.*, ch. 9.) しかしわが国の国民所得統計においては、所得接近法による国民所得を「要素費用表示の国民純生産」と呼んでゐるので混同をおこしやすう。そこで「国民生産物」の名称をあえて用ひなうこととした。

三 政府の財貨・サービス購入

(一) 政府生産物とその評価

政府の財貨・サービス購入が問題になるのは、生産物接近法をとって国民所得を一定期間に生産された最終生産物の総額としてあらわそうとする場合である。⁽¹⁾最終生産物総額を算定するにあたっては、一国の経済活動の結果であるすべての生産物の合計をとらえねばならぬ。そこで、政府の経済活動の結果として生み出される政府生産物もまたその中に含める必要がある。したがって、この政府生産物をいかなる方法で評価し、そのいかなる部分を国民所得の最終系列に調和よく含めることができるのかの二つの問題を検討しなくてはならない。第一の政府生産物の評価の問題とし、第二のを政府の中間生産物の処理の問題として取扱うことにしたい。まず第一の評価の問題から考察しよう。

国民所得に含めるべき経済財は、通常種々の異なった物理的形状をもっている。そこでこれらを共通の単位で表現し同質の価値に転換する必要がある。これが評価の問題である。つまりすべての経済財に共通し、それらの経済的 중요さを表わす測定可能な尺度が要求される。⁽²⁾この尺度として一般に認められているのが、市場での交換過程をへて形成される市場価格である。そこでいくつかの欠点あるにしても、⁽³⁾国民所得に含めるべき生産物は市場価格にもとづいて評価されている。

さてこの評価にさいして、市場を通過しない非市場財が問題になる。厳密にいうと非市場財には価格がない。しかしながら第「コ」表の右側で示した大半の非市場財は、市場に類似したものをもっている。たとえば農家の自家消費

にしても現に市場で農産物が取引されているし、自己所有の居住家屋にしても借家人の支払う家賃がある。またもし主婦のサービスを評価したければ女中のサービスで代替できる。かようにこれらの非市場財の評価には、いくつもの制約はあるが類似した市場財を利用することは可能である。しかし市場に類似したものをもっていない政府の財貨・サービスは、この代替的な評価方法を利用できない。

政府生産物のこのような私的生産物との根本的差異に注目して両者を切りはなして取扱うことも考えられる。しかしどうしても一國の生産物総額を得るためには、何らかの形で政府生産物を評価して私的生産物と結合せねばならぬ。一般に評価の基準になっているのは市場であるから、これにできるだけ近づける必要がある。政府活動の中には市場活動に類似したものが存在する。それは政府企業でその生産物は、市場交換概念で処理でき私的生産物との結合において特に問題にならない。問題になるのは市場性のない一般政府の場合である。しかしこれから展開する「開拓期」の議論においては、この一般政府と政府企業の区別はそれほど明確に意識されていなかった。そこで政府の範囲として主に一般政府を念頭におくが、あるていど政府企業の領域にまでまたがった議論になるのはやむえない。

さて具体的にどのような評価方法が考えられるだろうか。一九四七年の商務省の改訂作業がなされるまでは、大別して二つの評価方法が考えられていた。第一の接近法は租税によって評価しようとしたもので、一九二一年の最初の測定以後、全国経済調査会 (NBER) と商務省によって実際に用いられてきたものである。この理論的な裏付けは主としてクズネツクによってなされている。第二の接近法は要素費用による評価である。これはクズネツク以外の多くの国民所得研究者によって主張され、一九四七年に商務省によって採用されて以後すべてこれに統一されたものである。

評価の基礎になる市場にできるだけ近い方法をとろうとしたのは、どちらかといえば租税による接近法である。この接近法を主張するクズネッツはこういつている。「国民所得の算定において、財貨・サービスの評価の一般的基準は市場においてそれらが販売される価格であるから、政府サービスも同じ基準で評価されるべきであるように思える。……個人と企業によって政府に支払われるものが政府のそれらにたいしてなされる経常サービスの市場価値としてとられる。資本形成をあらわす政府活動は費用基準で評価される⁽¹⁰⁾」。このようにクズネッツの立場は、まずなによりも私的生産物とできるだけ一致した方法で政府生産物を評価し、両生産物を比較可能な状態にしてからこれらを合計して不一致のない国民所得の系列にしようとするものである。そうして具体的には、企業による政府への租税支払額⁽¹¹⁾を企業にたいする政府サービスの価値、個人による租税支払額を個人にたいする政府サービスの価値を表わすものと想定している。この場合の政府サービスは、経常サービスのみを意味している。というのは評価の点で問題になったのは、無料で分配される経常サービスののみで資本勘定や在庫に付加される政府生産物については、クズネッツも指摘するように、その費用で評価することとされ議論の対象になるほどの見解の不一致はみられなかったからである⁽¹²⁾。

一方要素費用による第二の接近法は、生産物の価格を形成する構成要素になる種々の要素支払に着目したものである。市場で評価された生産物の価格は、利潤に全費用を加えたものになり、この費用は利子、賃金、経常的な資材購入費、減価償却それに間接税からなっている。つまり企業勘定を用いると第三の図のように費用は借方に記載され、これらが貸方の売上高の数値と一致して市場価格による評価方法と同じ結果になる。この借方の側の諸項目を合計するのが費用による評価方法で、直接に市場価格のえられない生産物にとって有用である。

第 III-1 図
私的生産物勘定

| | |
|----|-----|
| 利潤 | 潤子金 |
| 資材 | 購入費 |
| 減価 | 償却税 |
| 間接 | |

これに類似した方法が、政府生産物の評価にも考えることができるものだろうか。政府生産物の場合、第三に「図の借方の諸項目のうちから、「論理的そして合理的に」⁽¹³⁾と形容されるように、まず利潤を除去できる。これは政府生産物が、利潤追求を目標に行動する企業によって生産されたものでないから当然である。減価償却は生産物の純価値を測定する場合には無視できるので、本質的に重要な項目ではない。また間接税については、問題の性格上これを含めることは不可能である。この点ハーバラーとヘーゲンは、「私的企業の生産物価値は要素支払に加えてしばしば間接税を含むが、政府サービスの評価にはどんな比較しうる要素も入ってこない」⁽¹⁴⁾と指摘している。そこで残された三つの項目が重要になる。コルムは評価に必要な費用として、資材購入費、賃金、利子の三つをあげているが、⁽¹⁵⁾このうち利子には異論が提出されている。つまり政府の利子支払は、はたして政府資産の貢献をあらわす要素支払なのか、あるいは単に移転支払とみなすべきではないのかについて、かなりの議論を惹き起している。そこでこの点に関する検討は、本稿第五で別にとりあげることにした。この利子の問題を除外⁽¹⁶⁾、コルムの立場は同じ接近法をとるミーンズヤリンドマンの同調をえて、費用による評価方法の一般的な見解とみなせる。この見解は利子を移転支払とみて除外し、資材購入費を支出の面からみて私的企業に所属させ、政府の財貨・サービス購入を賃金のみで評価しようとする現行のアメリカ商務省の立場につながるものである⁽¹⁷⁾。かように具体的内容にまで立入ると、政府生産物の要素費用は市場価格による評価を類推できる私的生産物のそれとはかなり差異のあることが分る。

(1) 購入それ自体は何ら生産活動でないのだから、生産物の側から国民所得を算定するのに何故購入が問題になるのかの疑問が当然生じてくる。これにたいしてシャープはこう説明している。どんな単一の購入も、(1)販売の際に販売者が提供する個人サービス、(2)販売者の手持商品とどう二つの要素の購入を意味している。そしてこれらの要素、殊に(1)は購入がおこるときのみに生産されるものである。C. S. Shoup, *op. cit.*, 邦訳一九〇頁。

(2) S. Kuznets, *National Income: A Summary of Findings*, National Bureau of Economic Research, 1946, pp. 128-130.

(3) S. Kuznets, *National Income and Its Composition*, pp. 24-31.

(4) *ibid.*, p. 22.

(5) *Studies in Income and Wealth*, vol. 3, 1939, p. xii.

(6) この間の事情をハーバラーとハーゲンはこう説明している。「公的生産物と私的生産物を同じ単位で測定できないけれども、両者を結合して測定するのは種々の目的のために必要である。ある経験的妥協が唯一の方法である。市場で企業が支配的である混合体制において、市場の測定方法を何らかの方法で公的領域に適用するのが合理的なようだ」G. Haberler and E. Hagen, *op. cit.*, p. 18. リンデマンもまた同じような指摘をまいたっている。J. Lindeman, *op. cit.*, p. 11.

(7) これはケズネッツに指摘されている。

S. Kuznets, "Government Product and National Income," *Income and Wealth*, series I, International Association, 1951, p. 188, footnote 2.

(8) S. Kuznets, *National Income and Its Composition*, 1941, *National Income, War and Peace*, 1944, *National Income in Wartime*, 1945, *National Income: A Summary of Findings*, 1946.

- (9) ユーブンランド、ウォーントーン、コルト、リンドマン、ハーバラーその他多くを数えることができる。それらの意見を二三紹介してまじう。「うまくして政府サービスは評価されうるか。費用にもとづいて評価する以外に他に方法がない。」(G. Colm, *op. cit.* p. 205-206)。「政府サービスにはそれをするのに要した費用にもとづく価値をわりつけるのが合理的なようだ」(C. Warburton, "Accounting Methodology in the Measurement of National Income," *Studies in Income and Wealth*, vol. 1, 1937, p. 83)
- (10) S. Kuznets, *Studies in Income and Wealth*, vol. 2, 1938, p. 297.
- (11) 企業や個人から政府に支払われるものは租税のみに限らなう。ここでは便宜上、その他のものは租税に含めて考えている。
- (12) *Studies in Income and Wealth*, vol. 3, 1939, p. xi.
- (13) J. Lindeman, *op. cit.*, p. 11.
- (14) G. Haberler and E. E. Hagen, *op. cit.* p. 19.
- (15) G. Colm, *op. cit.*, p. 215.
- (16) G. C. Means "Problems in Estimating National Income Arising from Production by Government," *Studies in Income and Wealth*, vol. 2, 1938, pp. 271-276, J. Lindeman, *op. cit.*, pp. 11-13.
- (17) G. Ackly, *Macroeconomic Theory*, New York, 1961 都留重人監訳『マクロ経済学の理論』I、岩波書店、昭和三九年、七四一七五頁。

(二) 評価方法の比較

以上簡単に二つの評価方法を説明したが、これらの接近法についてとりかわされたいくつもの議論を整理し、そこ

に内在する問題点を明らかにしておこう。

まず租税による接近法をとる場合、クズネッツの想定にはかなり無理がある。リンドマンは「クズネッツほど採用する方法のやや恣意的性格を認めているものはない」とクズネッツを弁護しているが、やはりいくつもの疑問が投げかけられる。⁽²⁾この評価方法の立場をつらぬけば、必然的に企業や個人によって政府に支払われる租税を、私的セクターにおいて生産物にたいして支払われる市場価格に類似するものと仮定せねばならない。⁽³⁾しかしながら政府は、租税を徴収するのに強制的な権力を行使するから、政府サービスと租税の間の関係は、自由に売買のできる私的市場の取引関係とは本質的に異なっている。政府の強要する租税をもって、そのサービスの市場価格を表現するものとみなしえようかという疑問が生じてくる。たとえばミーンズは、「クズネッツには徴収された租税を支払われた価格に類似するものとして取扱うのを正当化するだけ十分な類似性がなりたつことを証明する責任がある」⁽⁴⁾と述べ、政府サービスの想定上の最終消費者が租税を価格とみなすと仮定する根拠はないと批判している。

このような批判にたいしてクズネッツはこう考えている。この場合の「価格」は私的市場で個人や企業によって自由に形成されるものではないが、組織化された政府を通じて形成されるものであって、いれば公的に管理される一種の独占価格のケースに該当する。一方政府サービスは個々の単位に分離してというより全体として社会的に評価される性格のものである。このように考えると、租税を一個人の支払うものとみなすより社会全体が享受したサービスの代価として政府に支払う価格であることとみなすこともできる。個人や企業の側で租税を価格とみなすという同意がなくても、社会全体としては租税が合法的に存在するかぎりこれを政府サービスの価格として説明せざるをえない。以上

がクズネッツの主張であるが、この背後には租税は自由に選択しうる性質のものであるというやや極端な推論がひそんでゐる。彼はある財に課税されそれを不当とみなすなら購入しなればよい、もし所得税が重くて政府サービスの価格が余りに高すぎると考えるなら、国外に去ることもできるとまで主張してゐる。⁽⁵⁾

一方要素費用による評価方法にたいする主たる批判点は、費用で評価するといつても、政府生産物の場合には固有のバイアスが入りこんでくるといふ点にある。最大のバイアスは景気変動によつて要素費用が、その生産物の価値を表わさなくなるかもしれないという点にある。景気変動の局面で最も影響をうけるのは利潤である。従つて利潤以外の費用で評価する政府生産物の価値は、私的生産物のそれより不況期には相対的に増加し、好況期には相対的に減少する傾向になりこのため両生産物の眞の価値関係が歪曲されるかもしれない。⁽⁶⁾更に政府の賃金にもバイアスが考えられる。不況期になると救済支払などがおこなわれ、政府の支払う賃金は必しも交換された労働の価値を正確に反映しないかもしれない。この現象はミーンズによつて認められ、救済のための賃金支払は政府生産物の評価に用いる費用から差引く措置が提唱されてゐる。⁽⁷⁾しかしクズネッツはこの調整をおこなつても決して満足のいくものにはならず、賃金で測定された生産物価値は市場にあらわれる経済変動よりかなり遅れることを強調してゐる。⁽⁸⁾

クズネッツが租税による評価方法をとる理由はまさにこの点にある。彼によれば政府生産物の評価に用いられる費用は経済変動殊に短期のそれに感応的でなく、この点租税の方がすぐれてゐるとしてゐる。⁽⁹⁾そしてかかる欠点をもつ費用によつて評価された政府生産物は、市場価格で評価された私的生産物と斉合性が保てず、両者はそれぞれ異質性を含むから国民所得として単純に加算することはできないと主張する。⁽¹⁰⁾

さて二つの評価方法の具体的な相違はどこにあるのだろうか。費用による評価といっても、政府がその生産物の費用を支払うのにあてる財源は、あくまでその強制力をもって徴収した租税が主要部分である。だから経常サービスがすべて租税によって調達されるときは、費用支払額と租税支払額は等しくなり二つの接近法に実際上なんの差異もあらわれてこない。問題は経常支出以上に租税を徴収した場合と、経常支出の財源を租税のみでまかなえず借入をする場合に生じる。

租税による接近法をとると借入を次のように解釈しなくてはならない。「(政府サービスの一部を借入によって調達しようとする人々の) 決意は、もし完全に租税のみにたよるなら必要とされる政府サービスの価格が余りに高くなりすぎるといふ人々の意見の遠まわしの表示にすぎない⁽¹¹⁾」。これはあくまで租税を価格に類似するものとして取扱う立場から矛盾なく借入を説明しようとしている。しかしこの説明はかなり苦しい。好況期になって予算余剰を作り借入を返済するために重税を課することはおこりうる。この場合ハーバラーとヘーゲンも指摘するように、政府によって経常的に供給されるサービスの価値がそれらの費用の価値以上に高いという社会的同意を得たわけでなく、むしろ重税は借入を返済するのが望ましいから賦課されるのである⁽¹²⁾。更に政府はこの予算余剰を利用して、資本形成にあてるかもしれない。租税による接近法をとればこの場合も、納税者は政府サービスの経常価値以上に租税を支払うことを好み私的セクターで投資にあてる貯蓄を政府に移転させるのだと想定することになる⁽¹³⁾。

もう一つの問題は借入によって財源を調達する場合の政府赤字である。租税による評価方法をとると、この場合には政府生産物の市場価値が費用の価値以下になったことを意味し、社会全体からより低い評価をうけたことになる。

このように予算余剰及び赤字の発生にあたって、その解釈にかなり無理が生じてくる。しかしながら矛盾なく説明するためには、どうしてもこの予算收支差額を政府純貯蓄としなくてはならない⁽¹⁴⁾。クズネッツはこれを明らかに、収益と費用の差額としてとらえられる法人貯蓄と同じに取扱っている。つまり利潤である。従って政府は企業に類似した行動様式をとると仮定せねばならないことになる⁽¹⁵⁾。

税収ときりはなして、政府生産物を費用によって評価する接近法をとると、一応このような無理な仮定を設けないでもすむ。ミーンズは政府活動を本質的に非営利機関、究極的に消費活動を目標にする家計と同じであるとみている⁽¹⁶⁾が、この考えは一九四七年の商務省の概念規定につながるものである。この立場では、クズネッツの提案した政府純貯蓄の概念そのものが拒否されている⁽¹⁷⁾。たとえばリンドマンは、この政府純貯蓄を「分析上疑わしい価値」⁽¹⁸⁾しかないと評し、租税による評価方法の選好できない大きな理由にしている。

二つの評価方法を比較した場合、これまでの考察で明らかなのは政府に余剰及び赤字が発生すると、租税による接近法の説得力が著しく欠けるということである。だが、このような事態が現実の問題にならなかつた時期には、政府生産物を評価する方法としてそれなりに十分存在する理由があつたと考えられる。このことはこの接近法にたいする疑問が、借入による赤字予算の積極的に提唱されだした一九三〇年代におこつたという事実によって説明されよう。更に第二次大戦を契機に一段と膨脹した政府支出は、租税との単純な対応関係を維持しえなくなつてきた⁽¹⁹⁾。かかる事情を背景に、クズネッツは租税による評価方法を放棄し、「労働と資材の費用が通常政府純生産物の価値の測定に与えらるる⁽²⁰⁾」と述べるにいたつた。これと同時に、商務省もその改訂作業において費用による評価方法を採用し、種々

の議論をよんだ政府生産物の評価の問題に一応の解決がつけられることになった。

これらの二つの評価方法は、一見すると両者のうちどちらか一方がよいという選択の問題とみなされがちである。しかし議論の過程をたどっていくと決してそうではない。たとえばリンドマンはこういつている。「その選択は正と誤との間の何らかの明白な区別というより、むしろ分析的の見地に依存せねばならぬのであってこのことはどんなに強調しても強調しすぎるといふことはできない⁽²¹⁾」。一方これと反対の立場にたつクズネッツも、「二つの原理の選択は主として二つの悪の間でおこなわれる。何故ならどちらも適切でないからである⁽²²⁾」と、同じような態度を表明している。かかる見解は、これまでわれわれが検討してきた評価の問題の性格を理解するのに非常に重要である。

では実際に二つの評価方法が適用されたら、どの程度の数量的な差異が生じるのだろうか、この点に若干触れておこう。一九三九年にウォーバートンがアメリカに関してこの比較をおこなった⁽²³⁾。彼は自分の測定とクズネッツ及びラフ (W. H. Lough) のそのの三系列を比較しているが、政府の経常サービスの含まれる「商品として具体化されないサービス」(Services not embodied in commodities)をみてみよう。この内訳を示したのが第「三」表である。ここで注目すべきことは、政府サービスの評価に関してクズネッツとラフが租税による接近法を、ウォーバートンが費用による接近法をとっていることである。個人への政府サービスの⁽²⁴⁾項でみると、明らかに後者が大きい。つまり、ウォーバートンも指摘しているように、一九二九年の個人からの税収は一八億二二〇〇万ドルなのに、費用で計算された個人への政府サービスは四八億六八〇〇万ドルになり、三〇億五六〇〇万ドルものギャップがでてくる⁽²⁵⁾。結局、クズネッツとウォーバートンの計の欄のギャップは、その1/3以上が政府サービスの評価の差ということになる。

第 III-1 表 二つの評価方法の比較

1929, 10 億ドル

| | クズネッツ | ウオーバートン | ラフ |
|------------|----------|---------|------|
| 住宅の家賃価値 | 9.8—11.7 | 11.9 | 11.2 |
| 家庭サービス | 2.1 | 1.0 | 1.9 |
| 個人への政府サービス | 1.2—1.8 | 4.9 | 1.2 |
| 他のサービス | 9.4—6.9 | 15.2 | 16.5 |
| 計 | 22.5 | 33.0 | 30.8 |

出所：C. Warburton, "Three Estimates of the Value of the Nation's Output of Commodities and Services, A Comparison," *Studies in Income and Wealth*, vol. 3, 1939, p. 333, Table 6 より作成

この結果は当然、商品として具体化されないサービスを含む消費支出総額にも影響を与えることになる。(26) かように二つの評価方法は、数量的にかなりの差を示すものと結論されよう。

政府生産物の評価は現在、前述のごとく費用による方法に統一されている。これは具体的には、生産物に帰属される種々の支出をもつてすることである。現行の国民所得統計においては、政府の財貨・サービス購入は中央及び地方政府の諸会計からの支出にもとづいて算定されている。これも以上のような議論をへて理論的な考察がなされた結果である。残された問題はこのような政府生産物のどの部分が、国民所得の最終系列として把握されるかである。

- (1) J. Lindman, *op. cit.*, p. 17. クズネッツ自身この想定には十分の検討を加えてゐる。S. Kuznets, *National Income and Its Composition*, p. 43 f.
- (2) たとえばシャウプは、「企業向け政府用役額が事業税額に等しいとする仮定は余りに漠然としていて容認できぬようである。国民所得算定には近似値も止むえないが、この方法ではおそらく近似値さえ得られないのではなからうか」と述べている。C. S. Shoup, *The Principles of National Income Analysis*, 邦訳「三四三頁」。

(26) S. Kuznets, *Studies in Income and Wealth*, vol. 2, 1938, p. 295.

- (4) G. C. Means, *op. cit.*, p. 308.
- (5) S. Kuznets, *op. cit.*, pp. 299-300, *National Income and Its Composition*, p. 33.
- (6) G. Haberler and E. E. Hagen, *op. cit.*, p. 20.
- (7) G. C. Means, *op. cit.*, p. 276.
- (8) S. Kuznets, *Studies in Income and Wealth*, vol. 2, 1938, p. 304.
- (9) S. Kuznets, *National Income and Its Composition* p. 33. しかし必ずしもこの主張であるかは疑問である。かりに不況期になっても税収が私的生産物と同じ早さで減少するとは期待しえず、やはり費用による評価と同じように政府生産物の価値の方が相対的に大きくなるかもしれない。この点ハーバラーとハーゲンの方が正しいように思われる。G. Harbeler and E. E. Hagen, *op. cit.*, p. 21.
- (10) S. Kuznets, *Studies in Income and Wealth*, vol. 2, 1938, p. 304.
- (11) *ibid.*, p. 299.
- (12) G. Haberler and E. E. Hagen, *op. cit.*, p. 21, リンケマンもまた「借入は雇用水準に影響するよう企図された意識的かつ自由裁量的な政策である」と述べている。ホルシーの立場を強調する。J. Lindeman, *op. cit.*, p. 14.
- (13) S. Kuznets, *op. cit.*, p. 300.
- (14) 実際の測定についての説明は次の参照。S. Kuznets, *National Income and Capital Formation*, NBER, 1937, p. 26.
- (15) この点シーモンズはクズネットに次の二つの説明を要求している。(1)利潤・損失メースで政府活動を取扱ってよいこと、(2) 税収と経常支出の差を利潤・損失として扱うこと、この二点の証明である。G. C. Means, *op. cit.*, pp. 308-310.

- (19) *ibid.*, p. 310. この「ワークの差」は「ノーバートウーゲンから」明らかに適切な類推である」云々である。G. Harberler and E. E. Hagen, *op. cit.*, p. 18.
- (17) ノズネツンが「この評価方法の差異はこの政府純貯蓄の項目であるから、好むものは誰でも租税による接近法を費用に用ゐるべき種々の理由がある。S. Kuznets, *National Income and Its Composition*, p. 42.
- (18) J. Lindman, *op. cit.*, p. 14.
- (19) S. Kuznets, "On the Valuation of the Social Income—Reflections on the Professor Hicks' Article," part I, *Economica*, February 1948, p. 9, footnote 1.
- (20) S. Kuznets, "Government Product and National Income," *Income and Wealth*, series I, 1951, p. 202.
- (21) J. Lindeman, *op. cit.*, p. 14. 同じくこの見解は「マートン」によらる。参照 J. M. Clark, *Studies in Income and Wealth*, vol. 1, 1937, p. 229.
- (22) S. Kuznets, *National Income and Its Composition*, p. 32.
- (23) C. Warburton, "Three Estimates of the Value of the Output Nation's of Commodities and Services, A Comparison," *Studies in Income and Wealth*, vol. 3, 1939.
- (24) 政府サービスはこの他企業よりもある。しかしこれは次節以下で述べるが、中間サービスとして取扱われ最終生産物の系列から除外されるので第一表でも計算されていない。
- (25) C. Warburton, *op. cit.*, p. 360.
- (26) この点ウォーバートンは「政府サービスの評価のちがいを」支配的ではないが重要な原因である」としてゐる。 *ibid.*, p. 329.

(三) 中間生産物とその処理

国民所得を各種の最終生産物の総額としてとらえようとする場合、これに中間生産物を含めると二重計算を惹き起すことになる。かりに政府の中間生産物⁽¹⁾が存在するとしよう。国民所得の最終系列を得るためにはこれを控除する必要がある。この中間生産物とは具体的には、特定の代価なしに政府から企業に分配される財貨・サービスの形態をとり、政府生産物の価値の一部が私的生産物の中にすでに含まれていると想定されるものである。これに対してこのような政府の中間生産物は、理論的に存在しないと考えることも可能である。この場合には、中間生産物を控除する統計的操作は何ら必要でなくなり、政府生産物はすべて最終生産物であると考えられる。明らかに国民所得総額は、この控除項目としての中間生産物の存在如何によって変わることになる。そこでこの中間生産物の処理は極めて重要な問題となり、政府の財貨・サービス購入の第二の問題領域として提出される。まず政府の中間生産物の存在そのものを認め、それを統計的にどのように処理したらよいかを考えてみよう。⁽²⁾

この方法で最も困難な点は、政府生産物の中で個人にたいする最終サービスと、企業にたいする中間サービスとを、どのように分離したらよいかにある。この分離はとても不可能であるとし、問題を悲観的にみるひとびとは、何らかの便宜的な方法に満足しようとする。たとえばクズネツツは、政府サービスを分離不可能な混成物 (indivisible amalgam) とみるから直接に項目別に分離することを断念し、「最も容易に入手しうる」⁽⁴⁾便宜手段として、個人と企業が政府に支払う租税を用い、間接的に最終サービスと中間サービスを推定しようとしている。かようにクズネツツの場合は、政府生産物の評価及び中間生産物の処理という二つの問題を租税による接近法で一挙に解決しようとし

ている。これがクズネッツの初期の見解とされるもので、彼自身認めるように、明らかに一つの妥協にすぎない⁽⁶⁾。

このクズネッツの初期の見解とは異なった妥協の方法もある。たとえばヒックスは、理論的には政府の中間生産物の存在をみとめ、これを最終生産場から控除すべきだと感じながらも、実際に統計的に処理する場合には、区別する方法が恣意的にならざるをえないのを見て、一つの妥協案を提案している。すなわち、こう云っている。「この政府サービスの生産的な利用を無視して、それを（定義によって）最終生産物の中へすべて算入してしまった方が一層よいようである⁽⁶⁾」と。リンドマンも同じように、分離にあたって適切なデータがないこと、たとえばあっても境界線がどれも恣意的になることをあげ、政府サービスをすべて最終生産物として一括してしまおうとする⁽⁷⁾。このように便宜上、政府生産物をすべて最終的なものとみなすことは、結果的には政府活動を企業というよりはむしろ消費活動のみをおこなう家計の機能を果すものだと考えることになる⁽⁸⁾。この考えは一九四七年の商務省概念とつながりをもつ点で重要である。

理論的には分離が望ましいが測定上無理であるとする立場に対して、問題の性格を考慮に入れても実際に分離を試みる方がより恣意的でない⁽⁹⁾と主張する立場もある。この立場は政府の中間生産物の存在を理論的に指摘するにとどまらず、実際に統計上測定できるとするいわば樂觀の見解に立っている。従ってあくまで中間生産物の控除を主張しこれを最終生産物に含めては国民所得はなんの価値ももたないとする⁽¹⁰⁾。しかし測定にさいして、政府の中間生産物とは何かと質問すると形式的な定義をくだせるだけである。たとえばハーバラーのように客観的基準を設けようとする努力がある⁽¹¹⁾が、理論的には認しうるだけで、実際の測定にあたってどれだけ役にたつかは疑問である。

このような困難にもかかわらず、古くからこの中間生産物の測定に関心をもっているものにウォーバートンがある。彼の用いた具体的な推計方法は、政府支出にある恣意的な比率を適用することである。たとえば行政、軍隊・警察・衛生の政府サービスについては、まず各々の政府支出を計算し、それぞれの $\frac{1}{2}$ 、 $\frac{1}{4}$ 、 $\frac{3}{4}$ をもつて最終生産物にあて、残りを中間生産物であるとする。⁽¹³⁾ スウェーデンでおこなわれた測定はもっと大まかである。中央政府のサービスについては五〇%原則、つまり半分が消費者へ残り半分が生産者へいくものとされる。一方地方政府のサービスについては、貧困救済や公衆衛生などをあらかじめ消費者に割りふったうえで、残りに五〇%原則を適用している。⁽¹⁴⁾

中間生産物の測定に関して樂觀的立場を代表するコルムも、同じ手法を用いて、政府支出を機能的にいくつかのグループに分離している。はじめ政府の經常支出を、一般行成、コスト・サービス、政治サービス、消費サービスの四項目に分け、更に一般行政をあとの三つの項目にその構成比に応じてわりふるるのである。⁽¹⁵⁾ もちろんこの分類がある程度恣意的にならざるをえないことは彼自身十分に認めているところである。⁽¹⁶⁾ だがコルムの強調したいことは、クズネッツの間接的手段よりも直接に測定を試みる方がより恣意的でないとする点にある。そこで次のごとき見解に到達する。「われわれの直接の支出分類から生じる誤りは何億にのぼるかもしれない。——クズネッツの間接的分類から生じる誤りはおそらく何十億になるだろう。統計家はより軽い悪を選択せねばならない」。⁽¹⁷⁾

かかる試みの中で最も代表的なものが、ネルソンとジャクソンの測定方法である。彼等は政府支出を「最終的効用になるもの」と「生産を助長するもの」とに分け、前者のみを国民所得の構成要素に含めようとするのであるが、明確に二つのカテゴリーに分離できる支出は別として、残りの曖昧な性格の支出は、やはり何らかの比率を用いて配分

する他はない。⁽¹⁸⁾ 陸海軍、議会、法廷などの一般的な政府サービスにはスウェーデン方式にならって五〇%原則を採用する。そしてこの五〇%原則にはかなりの自信を示し、「……生産と消費のカテゴリーの間に等分することは挑戦を余りうけない。基本的な意味で社会の生産と消費はざっと等しいにちがいない」⁽¹⁹⁾と主張している。少しでも情報が入手可能な場合は、両者の間でウェイトの差をつける。たとえば道路についての支出の配分にはガソリンの消費量を利用して、営業用の消費が、全体の六〇%なら道路支出の六〇%を「生産を助長するもの」に割りあてる。このような操作によって最終的にえられた結果によれば、政府支出のうち2—3強が最終生産物として国民所得の要素になりうるといふことである。もとよりこの結果に対し彼等が絶対の確信をもっているわけではない。そこで問題の性格をことう述べている、いわく「……数字の一見した正確さは、カミソリの刃の正確さを示すものとして説明されるべきでない」⁽²⁰⁾と、これは味わうべき言葉であるが、要するにこの種の測定に相当の価値ありする点が、はじめから、測定を不可能とし何らか妥協を見出そうとする悲観的立場との差異である。

このように展開された中間生産物の処理に関する議論は、財政統計の整備とともに、実際の測定という方向に次第に移行することになった。たとえばヒックスは悲観的立場を放棄し、実際の統計的操作の可能性を示唆しているし、またクズネツツもその初期の見解を修正している。⁽²¹⁾しかしこれまでの説明から明らかなように問題の簡単な解決法はない。たとえばマズングレイヴはこの問題の解決は「予算の各支出項目の定質分析によってのみ可能である」⁽²²⁾と断言しているが、この定質分析が実際の段階でどれだけ有用であるかは疑問である。

(1) コルムはこれをコスト・サービスと呼んで生産財として説明されるべき政府サービスであるとしている。G. Colm, *op.*

cit., p. 194.

- (2) これも政府生産物の評価と同様、種々の議論がとりかわされた問題でその性格をウォーバートンは“twilight zone”と説明している。C. Warburton, *Studies in Income and Wealth*, vol. 6, 1942, p. 25, footnote. 1.
- (3) S. Kuznets, *Studies in Income and Wealth*, vol. 1, 1937, pp. 234-5.
- (4) S. Kuznets, *National Income and Its Composition*, p. 45.
- (5) ロンドにらむせのこの間接的な推定方法は矛盾になる。何故なら分離不可能なものを分離しようと具体的な方法を提案しているからである。G. Coim, *op. cit.*, p. 248.
- (6) J. R. Hicks and U. K. Hicks, “Public Finance in the National Income,” *Review of Economic Studies*, February, 1939, p. 150. #44 J. R. Hicks, “The Valuation of the Social Income,” *Economica*, May 1940, p. 118, 299-101の見解が示されている。のちになつてケネズはこの見解を「このやむを得ない仮定は何らかの意味のある統計的測定として致命的である」と述べている。S. Kuznets, “Discussion of the New Department of Commerce Income Series,” *Review of Economic Statistics*, August 1948, p. 156.
- (7) J. Lindeman, *op. cit.*, pp. 17-18.
- (8) C. Warburton, *Studies in Income and Wealth*, vol. 6, 1942, p. 24.
- (9) たとえばウォーバートンは「私的セクターにも同じように生産物を分離する困難さがあり、決して政府セクターに固有の問題ではない。そこで私的生産物においてなされている程度までは、政府セクターにおいて最終生産物と中間生産物を分離できる」と述べている。C. Warburton, *op. cit.*, p. 24. ノートンも同じような指摘をしている。M. A. Copeland, *Studies in Income and Wealth*, vol. 6, 1942, p. 41.

- (9) G. Harberler and E. E. Hagen, *op. cit.*, p. 13.
- (11) G. Harberler, *op. cit.*, p. 145. ハーベラーのこの見解は「都留重人」前掲書「一〇四頁に詳しく引用されている。
- (12) C. Warburton, "Value of the Gross National Product and Its Components, 1919-1929," *Journal of the American Statistical Association*, December 1934, p. 384. 「ワバートン」最終生産物と中間生産物の分離にはある恣意的な仮定を設ける
 必要であることは疑いなくである。
- (13) C. Warburton, "Three Estimation of the Value of the Nation's Output of Commodities and Services, A Comparison," *Studies in Income and Wealth*, vol. 3, 1939, p. 352.
- (14) E. Lindahl et al., Wages, Cost of Living and National Income in Sweden, 1861-1930; 1937, part I, p. 226; part II, pp. 554-572. (Appendix k).
- (15) G. Colm, *op. cit.*, p. 210, pp. 214-6.
- (16) *ibid.*, p. 215, footnote 43.
- (17) *ibid.*, p. 248.
- (18) P. W. Nelson and D. Jackson, "Allocation of Benefits from Government Expenditures," *Studies in Income and Wealth*, vol. 2, 1938, p. 332 ff.
- (19) *ibid.*, p. 323, footnote 9.
- (20) *ibid.*, p. 326.
- (21) ヒックスは一九四八年の論文で次のように述べている。「私は政府活動に最終生産物をそうでないものとの間に(少くとも原理上)区別のあることを決して否定はしなかった。しかしながらその区別が余りにぼんやりしすぎて、統計家に多く利用

されえないと考えていた。のちになって……私の妻は、この線にそって政府支出の意味のある分類が想像したよりおそろしく
ない仕事であると私に示してくれた」。J. R. Hicks, "The Valuation of the Social Income — A Comment on Professor
Kuznets' Reflections," *Economica*, August 1948, p. 164. またクズネッツの論文 S. Kuznets, *op. cit.*, p. 159, 参照。
(22) R. A. Musgrave, *op. cit.*, 邦訳 二八三頁。

(四) 最終生産物の範囲

つぎに政府の中間生産物を理論的に認めない立場を検討しよう。これは一九四七年のアメリカ商務省の改訂作業以
来の政府機関の統計における慣行となつたものであり、従来中間生産物と考えられていたものまで政府の最終生産物
に含めている。その結果、最終生産物の範囲が著しく拡大し国民所得の総額自体も増加することになつた。⁽¹⁾

この商務省の公式的見解は、「開拓期」に議論がとりかわされた政府生産物の評価及び中間生産物の処理の問題に
一応の解決を与えた点で重要である。商務省の作業の一つの大きな特徴は、相互に斉合的に関連しあつた勘定体系に
よつて、複雑に入りくんだ国民所得を明確に整理している点に求められる。商務省が政府の機能をどう考えているか
は、このうちの政府勘定をみるだけで十分に理解できる。⁽²⁾ 勘定の左側—借方に財貨・サービス購入や他のセクターへ
の移転支出が記載され、右側—貸方には生産物の売上高ではなしに租税その他の収入がくる。これは明らかに企業勘
定というよりはむしろ家計に類似した単なる収支勘定である。⁽³⁾ つまりこの表示に従うと、政府は最終消費者としての
地位を与えられ、その収入でもつて消費者活動のみを営む行動をとると考えられる。この考え方は二三の例外を除
いてこれまで論じられてきた立場と根本的に異なるものになる。政府の中間生産物の存在を主張する従来の立場は、政

府活動に生産者機能を認めるので、かりに勘定を用いて表示すれば、企業勘定と同じように借方に生産にさいして支払った要素費用、貸方に生産物の売上高がくることになる。

商務省のように政府に消費者の地位を与えてしまえば、政府の財貨・サービス購入はすべて消費を目的とする最終生産物とみなせる。⁽⁴⁾しかしながら政府の中間生産物を認める立場からは、容易に受入れられないものである。その代表者は、自己の初期の見解を修正し政府生産物を費用でもって評価し、その全体から中間生産物を控除することを強調するクズネッツである。彼は政府活動の主要な部分が企業にたいするサービス、国内の平和及び対外的な安全の維持にむけられている点を指摘し、これらは決して直接に消費者への最終的なサービスになるのでなく中間生産物を意味するものになると主張する。⁽⁵⁾

商務省の概念規定が理論的に明確にされたのは、このクズネッツの批判にたいする解答においてである。以下少々長くなるが引用しておこう。

「われわれは個人、個人を相手にする非営利団体、一般政府は市場で再販売するために購入しないという意味で、最終消費者であるという明白な事実から出発する。従ってそれらの購入は市場のために生産された生産物価値の中の費用要素でない。そこでそれらの購入は一国の生産物全体を完全に算定しようとするどんな場合にも、最終生産物とみなされるべきであるという仮定が存在する。他方企業機関や政府企業は市場で再販売するために生産するという意味において中間的である。従ってそれらの購入は更にあとの生産に使い果されるていどにおいて、企業が販売する財貨・サービスの価値に含まれる。そこでこのような購入は、中間生産物で一国の生産物価値の測定において別個に含

まれるべきでないという仮定が存在する⁽⁶⁾。」

ここに中間生産物と区別して最終生産物を把握する際に用いられる一つの基準「再販売のためでない購入」(purchased not for resale)が提出されたことになる。もとよりこの基準は一つの便宜的なもの (convention) にすぎない。しかし商務省の代表者はこの基準によって、その主張を更に理論的にうらづけようとして小麦粉の例をひいて説明している⁽⁷⁾。パン製造業者に無料で供給するために政府が購入した小麦粉は、従来の議論において政府の企業にたいするサービース、つまり中間生産物と考えられてきたものであるが、果してこの小麦粉は、最終生産物になるのかそれとも中間生産物になるのか。商務省の概念規定によると、小麦粉は企業にとって無料であるから費用項目にならず、最終生産物のパンの市場価値の構成要素になりえない。つまり企業は市場において、パンの加工と販売のサービースのみを消費者に提供しているだけで、この無料で入手した小麦粉はパンとは独立した別個の最終生産物として存在する。同じパンでももし生産の全過程が私的企業でおこなわれるなら、明らかに小麦粉は中間生産物になる。というのは、この場合の小麦粉は「再販売のために」他の企業からパン製造業者が購入したものであるからである。

このような「再販売のためでない購入」という基準をたて、政府の最終生産物の範囲を拡張して解釈するのにあくまで反対するのはクズネッツである⁽⁸⁾。そして政府の財貨・サービース購入のための支出を機能的にいくつかのグループに分類し、その一部のみを最終生産物にしようとする。また「多くの場合政府はそれ自体、企業者として行動し……」⁽⁹⁾と指摘しているようにあくまで政府の生産者機能を重視する。この点は商務省の立場と大きく異なっているのである。統計的に実際に政府生産物を測定する場合には、クズネッツは次の五つのグループに政府支出を分類する⁽¹⁰⁾。

- (1) 個人にたいしてのみなされるサービス
例 学校 病院 公園などへの支出
- (2) 企業に対してのみなされるサービス
例 情報提供 経済的規制などへの支出
- (3) 社会全体にたいするサービス
例 警察 陸海軍などへの支出
- (4) 政府有形資産にたいする付加
例 道路建設

(5) (1)から(4)までの結合したサービス
これらのうち政府の最終生産物は、(1)と(4)、それに(5)の一部からなる。恣意的に配分しなければならないのは(5)のみである。この点クズネツツは、恣意的な領域が相対的に狭く限定されることになるから、余り大きな誤りなしに最終生産物の範囲が決定されるだろうとして⁽¹¹⁾いる。

以上のように整理してきた中間生産物の処理の議論は、評価の問題が議論のすえに一致をみたようには同意に到達されていない。ということとは、商務省のように広い範囲で政府の最終生産物をとらえる立場と、クズネツツをはじめとする多くの学者のように中間生産物を控除した後の狭い範囲にそれを限定しようとする立場とが対立したままであることを意味する。国民所得総額に影響するだけに、この範囲の決定は重要である。クズネツツのように政府の中間

生産物を著しく広い領域でとらえようとする主張がある以上、この問題は決して無視しえないように思う。これは商務省の概念規定と同じように政府の最終生産物を広い範囲でとらえようとする現行の我が国の国民所得統計にも関係をもってくることになる。⁽¹²⁾

- (1) U. S. Department of Commerce, "National Income and Product Statistics of the United States, 1929-1946," *Survey of Current Business*; supplement, July 1947. この作業はアメリカの国民所得及びその構成要素について、国際比較の見地から他国とも協力して根本的な改訂を企てたもので、クズネットをして「最近二〇年間のわれわれの経済に関する情報」を「在庫ベース」(S. Kuznets, "Discussion of the New Department of Commerce Income Series," *Review of Economic Statistics*, August 1948, p. 151)と改訂したものである。これは「開拓期」の諸議論をもとに四〇年代のはじめから準備的な形で検討されてきたものを集大成したもので、いくつかの疑問は投げかけられるにしても最初に体系化された国民所得統計として各国の手本になり、その後の本格的な測定の出発点ともなったものである。

(2) *ibid.*, p. 4.

(3) このように勘定を設定する理由としてクズネットは、「その理由は商務省が政府を生産者というよりむしろ最終消費者と考えることにある。それ故、政府勘定は最終消費者のそのように読める」と述べている。S. Kuznets, *op. cit.*, p. 153.

(4) U. S. Department, *op. cit.*, p. 9.

(5) S. Kuznets, *op. cit.*, p. 156. 更にクズネットは「社会全体を維持するサービスを「先行的に欠くことのできないコスト」(antecedent indispensable cost)とし、最終生産物を直接に生産する活動というよりむしろその生産の条件を形成するものと考えている。このクズネットの考え方は、マズグレイヴの政府矯正的支出として説明する内容と似かよっている。R. A.

Musgrave, *op. cit.*, 邦訳、二八五—二八七頁。

(6) M. Gilbert et al., "Objectives of National Income Measurement, A Reply to Professor Kuznets," *Review of Economic Statistics*, August 1948, p. 185.

(7) *ibid.*, pp. 185-187.

(8) 彼はこの基準をこう評している。「この convention は現実的なように思われるかもしれない。しかしそれは殆ど最終生産物を区別する重要な基準を提供してゐない」 S. Kuznets, "Government Product and National Income," *Income and Wealth*, series I, 1951, p. 182.

(9) *ibid.*, p. 201.

(10) S. Kuznets, "On the Valuation of Social Income—Reflection on the Professor Hicks' Article," *Economica*, part I, February 1948, pp. 9-11.

(11) 政府サービスのうちで最終生産物を決定する基準として、クズネッツは次の三つのもを示唆してゐる。

- (1) そのサービスには何の代価も支払われないか、あるいは形だけの代価のみ支払われる。
- (2) そのサービスは一個人としてのイニシヤチヴによって利用可能である。
- (3) そのサービスは私的市場において類似したものをもっている。

これらの中で(2)の基準によって、政府の最終生産物は著しく限定されることになる。S. Kuznets, *op. cit.*, pp. 7-8, "Government Product and National Income," *op. cit.*, pp. 192-7.

(12) 比較的最近、マズグレイヴはこの問題に触れ原則的には政府の中間的支出を除外するのが望ましいが、しかし実際上の困難さを指摘して「政府の統計家が中間的支出を除外しないからといって、これを一概に責めるべきでない」と結論を下してい

q. R. A. Musgrave, *op. cit.*, 邦訳、二八四頁。

四 租税収入

(一) 間接税と転嫁

租税収入は、国民所得を要素支払の総計として算定しよとするさいに問題になる。一般に国民所得統計においては、租税収入は個人税、法人税、間接事業税の三つに分けられ、前二者は直接税、あとの一つは間接税として取扱われている。これらのうちとりわけ問題になるのは、間接税である。そこでまずこの間接税を取りあげ、次いで問題の多い順に法人税、個人税と考察をすすめることにしたい。

間接税は個人税や法人税とは異なった性格のものである。間接税を現に支払っているのは企業であるが、しかし厳密にいうと企業が負担するのでなく、企業を通じて徴収されているにすぎない。⁽¹⁾つまり間接税は直接税にはみられないところの転嫁現象を惹き起こしており、負担者については正確にこれを決定しえない性格のものである。要素支払をつみ上げその総額をもって国民所得を計算しようとする場合、間接税をどのように取扱うべきかがまず問題になる。つまり国民所得の構成要素としてそれを含めるべきか、あるいは除外すべきかの問題である。

国民所得算定において間接税を処理する仕方には、大別して二つある。第一は間接税の転嫁関係を重視し、これによって間接税を国民所得に含めるか否かを決定しようとするものである。第二は間接税の転嫁の有無を一切無視して、それがどの支出にあてられるかその使途面によって取扱いを判断しようとするものである。まず第一の方法から検討

しよう。

間接税は前転し価格上昇という形で政府に支払われるから、これを国民所得に含めると見せかけの膨脹 (inflation) が生ずるといふ議論が古くからおこなわれている。たとえばキャナンは、間接税を国民所得に含めるのは誤りであるとはっきり指摘する⁽²⁾。かりに間接税を含めるとすると、直接税を減らし間接税を増加させる制度上の変化があった場合、その変化だけ国民所得が増加することになって不合理だという考え方である。同じような見解は、C・クラークもとっていたことがある。彼は間接税を国民所得に含めるような定義の仕方を批判してこう述べている。いわく、「ある政府が所得税を減少させそして消費税を増加させることによって国民所得を増加できるような定義は、明らかにおかしい⁽³⁾」。

この前転を仮定するケースにおいては、間接税は価格の中に全く新しい要素となって入りこみ、生産要素の活動が関与しえない市場価格の一部を形成すると考えられる。そこで市場価格には含まれるが、しかし要素費用からは除外される。これは間接税を要素費用に含めるには余りにユニークでありすぎるから別個に取りあつかうべきだとするリンドマンの主張につながることになる⁽⁴⁾。従って間接税はすべて前転し生産物価格の上昇になると仮定すると、

$$\text{要素費用} = \text{市場価格} - \text{間接税}$$

(注・補助金減税)

(IV-1)

の関係がえられることになる。これを所得・生産物バランス表に示すと、 $\text{P} - \text{T}$ 図の (a) のように右側のマイナス項目となり要素稼得の合計たる国民所得に間接税が含まれないことになる。

第 IV-1 図 間接税の転嫁

| | |
|-------------|----------------------|
| (a) 前転ケース | |
| 所得 | 生産物 |
| | |
| 要素費用による国民所得 | 市場価格による国民所得—間接税 |
| (b) 後転ケース | |
| 所得 | 生産物 |
| | |
| 間接税 | |
| 要素費用による国民所得 | 市場価格による国民所得 |
| (c) 部分転嫁ケース | |
| 所得 | 生産物 |
| | |
| 後転部分の間接税 | |
| 要素費用による国民所得 | 市場価格による国民所得—前転部分の間接税 |

は国民所得に含めて算定されるべきこととなる。何故ならこの場合は、間接税が要素稼得を減少させるからこの分だけ付加しておかないと、国民所得の総額が減少してしまうからである。

後転ケースにおいては便宜上、間接税を一種の直接税として取扱うことになる。^(b)つまり要素稼得から支払われるものと想定されるので、国民所得も要素費用総額の他に間接税を加えた形で定義されることになる。あるいはまた間接税自体、一種の要素費用と考えることもできよう。この意味で (VII) を修正すると、

さて間接税は前転するとはかり限らない。賃金・給料のような要素支払に後転するケースも考えうる。更にまた後転の現象は一部のみで、残りは生産物価格の引上げにむけられるというような部分転嫁がおこるかもしれない。いずれにしても完全前転を前提に定式化した (VII) は、変わってくる。リンドマンの前転の仮定を批判し、後転ケースあるいは部分転嫁ケースを主張するのがウォーバートンである。^(c)前転する間接税を国民所得から除外すると同じ推論をとると、後転する間接税

要素費用(含む間接税)＝市場価格

(IV-2)

と表わすことができる。バランス表では(b)のように所得の方にプラスの項目として記載され、この欄の合計が要素費用表示の国民所得と等置されることになる。

一部前転、一部後転の部分転嫁の場合は、これまでの議論で容易に分るように中間的性格を帯びることになる。つまり後転部分にあたる間接税を要素費用の方に含め、前転部分にあたる間接税を市場価格から差引くことになる。その関係はバランス表からも明らかのように、

要素費用(含む後転部分の間接税)＝市場価格－前転部分の間接税

(IV-3)

となる。ウォーバートの主張する仮定は、どちらかといえばこの部分転嫁ケースに当たるのであって、転嫁の方向に応じて間接税を二つに分ける方法をとっている。⁽⁷⁾しかしこの場合には、間接税について前転する部分と後転する部分のウェイトを決定しなくてはならない。しかし間接税の転嫁について、理論的にも経験的にも、確立された解答が用意されていない⁽⁸⁾現在、これはむずかしい仕事である。いずれにしても間接税の転嫁関係を重視する方法では、この不明確な転嫁の仮定によって要素費用による国民所得総額が変わることになる。⁽⁹⁾

しかしながら現行のわが国の国民所得統計においては、一般に間接税の前転を仮定し、要素費用表示の所得にはこれを含めない方法がとられている。この方法は一九四七年の商務省の改訂作業で公式に採用され、今日の慣行になっているものである。だがこの方法には一つの大きな欠陥がかくされている。貨幣国民所得と実質国民所得の増加を區別しそこなっている点である。商務省方式にみられるように、間接税を除外し直接税を含めて国民所得を算定すると、

租税構造が変化して直接税が減少し間接税が増加してもたしかに「貨幣タム」でその国民所得は不変である。しかし間接税の増加によって物価が上昇する面をみがしている。いくら貨幣タムでの国民所得が不変でも、上昇した物価水準でデフレートすれば実質タムでの国民所得は減少してしまう。これは実質国民所得の測定が、すべての純粋な制度的、貨幣的あるいは資金調達面の変化にたいして不変であるべきであるというハーバラーとヘーゲンの「不変性のテスト」(test of invariance)⁽¹⁰⁾に合格しないことになる。財政学の立場からいっても、租税構造の変化によって実質タムでの国民所得が変わるような算定方式は決して望ましいものではない。⁽¹¹⁾

結局これらの議論は、国民所得の測定目的に関係してくる。ビッグー以来一般に認められていることは、国民所得はまず厚生概念であるべきであるということである。もしこの点を重視するとすれば、人々が購入する際に支払う価格が問題になるのではなく、実際にどれだけの財貨・サービスを受しうるかが重要になってくる。現にヒックスも国民所得の測定は貨幣タムでしかできないけれども、問題は実質タムで考えるべきであることと強調している。⁽¹²⁾ 実質タムで一定に保持したければ、間接税を国民所得に加える必要がある。この点に注意を払ったのはビッグーであり、更に当初の自分の見解を修正したC・クラーク⁽¹⁴⁾である。これらの指摘は、間接税の前転を仮定して定式化された商務省の国民所得を批判するマズグレイヴの立場と同じものである。⁽¹⁵⁾ マズグレイヴをしていわしめれば、貨幣タムでの不変性を維持するのは殆ど意味のないものである。何故ならわれわれは、国民所得を所得あるいは生産物の変化の尺度として用いることを望み、そこで重要なのはある年度の絶対的水準でなくてこのような変化の尺度である以上、不変性の基準は実質タムであるべきであるからである。⁽¹⁶⁾ このような見解をとると、転嫁関係を重視して間接税

を処理しようとする第一の方法は、余り意味のないことになる。何故なら前転であれ後転であれすべてのケースに間接税を国民所得に含めねばならず、転嫁の有無・方向には関係がなくなるからである。

- (1) かかる点リンドマンの如くに、企業は政府によって一つの徴税機関としてのサービスを強要されているという考え方も生かされてくる。J. Lindman, *op. cit.*, p. 8.
- (2) E. Cannan, *Wealth*, London, 1914, pp. 156-9.
- (3) C. Clark, *The National Income, 1924-1931*, London, 1932, p. 2.
- (4) J. Lindeman, *op. cit.*, p. 43.
- (5) ウォーバートンは後転ケースの根拠を二つ上げている。第一に間接税の大きな部分は財産税によって占められており、この租税は価格とらうより要素稼得の方に帰着すると期待される。第二に間接税の中でもう一つ大きな割合を占める消費税や売上税は、市場条件、課税財の弾力性の如何によっては後転の可能性が大きい。C. Warburton, *Studies in Income and Wealth*, vol. 6, 1942, pp. 27-28.
- (6) ウォーバートンに引かせる間接税は間接個人所得税にもなりうる。ibid., p. 34.
- (7) C. Warburton, "Accounting Methodology in the Measurement of National Income," *Studies in Income and Wealth*, vol. 1, 1937, pp. 89-92.
- (8) たまたは R. A. Musgrave, *op. cit.*, part III, 参照。
- (9) しかしながら間接税の転嫁の仮定は必ずしも正しむかを吟味するのは、ヒックスも指摘するように本稿のような問題設定では何ら要求されておらずである。J. R. Hicks and U. K. Hicks, "Public Finance in the National Income," *Re-*

view of Economic Studies, February 1939, p. 15. 著たリントマンは、「結局転嫁の問題は論争点ではなく、それをどう認めるかを決定すること論争点になる」として「そのために」前提の問題であろう。J. Lindeman, *op. cit.*, p. 43.

(10) G. Haberler and E. E. Hagen, *op. cit.*, p. 5.

(11) この点、J・M・シラーは純粋な財政政策の変化によつて国民所得算定は影響されるべきでないとしている。J. M. Clark, *Studies in Income and Wealth*, vol. 1, 1937, p. 229.

(12) J. R. Hicks and U. K. Hicks, *op. cit.*, p. 148. 更に国民所得の貨幣価値がそれ自体「測定の目的にならないかを考えてみるが、答は否定的である。」*ibid.*, p. 155.

(13) A. C. Pigou, *The Economics of Welfare*, 4th, 1932, p. 51, 永田清監訳『厚生経済学』I、東洋経済新報社、昭和二八年、四二頁。

(14) Colin Clark, *National Income and Outlay*, London, 1937, p. 12.

(15) R. A. Musgrave, *op. cit.*, p. 199, footnote. 1, 邦訳三〇一—三〇二頁、注四。

(16) コルムは貨幣タームでの国民所得は、「各構成要素の構成比をだす目的なら使用しうるとしている。しかし勿論、場所的、時間的な比較には耐えられないものである」とことわっている。G. Colm, *op. cit.*, p. 191.

(二) 間接税とその使途面

国民所得の算定にあたって間接税を取扱う第二の方法に目を転じよう。これは、間接税の転嫁関係を問題にする第一の方法の批判から出発する。したがって間接税を国民所得に含めるか否かの判断にさいして、転嫁の仮定が何ら関係しないことを吟味する必要がある。

第 IV-1 表 間接税と実質国民所得

| | 第 1 期 | 第 2 期 | | |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|
| | | 前転 | 部分転嫁 | 後転 |
| 生産物 | | | | |
| 生産数量 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 単位当り市場価格 | 10 | 12 | 11 | 10 |
| 市場価格による国民所得 (NNP) | 1,000 | 1,200 | 1,100 | 1,000 |
| 所得 | | | | |
| 賃金・給料 | 700 | 700 | 700 | 600 |
| 財産所得 | 200 | 200 | 200 | 200 |
| 未分配利潤 | 100 | 100 | 0 | 0 |
| 租税 | 0 | 200 | 200 | 200 |
| 要素費用による国民所得 (貨幣ターム) | 1,000 | 1,200 | 1,100 | 1,000 |
| 物価指数 | | 120 | 110 | 100 |
| 要素費用による国民所得 (実質ターム) | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |

注 表の作成にあたっては、クズネツに負うところが多い。
S. Kuznets, "Government Product and National Income" *Income and Wealth*, series I, pp. 212-214.

この吟味は先述のピグーの線にそってまずコルムによつておこなわれている。コルムの到達した結論は、前転ケースにおいても間接税の物価上昇への影響を考慮して、これを後転ケース同様国民所得に加えるべきだということである。⁽¹⁾しかし転嫁のいどつまり部分転嫁のケースの吟味が十分でない。ピグーが間接税の付加を主張したとき彼の念頭にあったのは、実は価格を上昇させる前転部分の間接税だけであった。このことはピグーが間接税の主要部分の前転を想定し、この部分のみ国民所得に付加すべきだと特にことわっていることからも明らかである。⁽²⁾しかしピグーのこの手法は、ここで検討すべき第二の方法からみると明らかに誤っている。⁽³⁾

いま次のような仮想的な数字例を用いて、このことを説明してみよう。単一の生産物のみ存在する経済の二つの時期を比較する。第一期は間接税の賦課前の状況で、生産物側と所得側とは一〇〇〇単位で一致している。かかる状況で第二期に間接税が二〇〇単位賦課

されたとしても、価格に全部転嫁する前転、一部のみ価格を上昇させ残りは未分配利潤の減少になる部分転嫁、すべて賃金・給料と未分配利潤の減少になる後転の三つのケースに分けてある。転嫁の仮定の影響するのは、貨幣国民所得と物価指数の面で、実質国民所得はそれによって何の差異も示していない。このことは間接税の転嫁関係が実質タームでの国民所得を重視するかぎり、それに間接税を含めるか否かの問題と何の関係もたないことを意味している。

このように転嫁の現象を議論に入れない方がよいとすると、この第二の方法はいかなる基準によって間接税を国民所得の中で処理するであろうか。この方法では間接税がどの支出にあてられるか、つまりその使途面によって国民所得に含めるか否かを決めようとする。具体的にいうと政府の最終生産物にあてられる間接税は国民所得に含め、中間生産物にあてられるものはそれに含まないという方法である。だから転嫁の如何に拘らず、すべての間接税を含めてよいという主張とも若干異なっている。政府の中間生産物にあてられる間接税があれば、それを差引かねばならない。更に中間生産物にあてられる財源は間接税のみとは限らず、直接税の場合もありうる。しかしながらこれらの租税の中で、最終生産物にあてられるものと中間生産物にあてられるものとを区別することは不可能である。そこで実際には、国民所得にすべての租税を含めてそこから政府の中間生産物を控除するか、あるいは租税をすべて差引いておいてそれに最終生産物を加えるかの二つの方法がとられることになる。前者を税込み法、後者を税引き法とよぶことにしよう。

税込み法の接近法をとって、国民所得の算定式を簡単に整理すると次のようになる。

国民所得 = 私的所得(含む直接税) + 間接税 - 政府中間生産物

(IV-4)

or 國民所得＝私的所得(除く直接税)＋政府所得(直接税と間接税)－政府中間生産物 (IV-5)

直接税を私的所得に含めるか否かで、二つの式に分けられる。(IV-4)式をとるとあらためて政府所得というカテゴリーを明示する必要がない⁽⁴⁾。これは所得の獲得面を重視しハーバラーとヘーゲンの算定式であるが、一方コルムのように所得の処分面を強調すると政府所得なる概念をあらたに導入した(IV-5)式になる⁽⁵⁾。

この二つの算定式のうち、どちらを選択するかは本質的な問題ではない。問題はこれらの式で、政府の中間生産物が差引かれていることである。コルムと同じ形式をとりながらこの中間生産物を差引かない方式にヒックスの算定式がある⁽⁶⁾。しかしヒックス自身、この算定式は國民所得を政府の中間生産物の分だけ過大に評価していることを十分に認め、その後中間生産物の測定の見通しがついた時に実際にコルムと同様に控除する措置をとっている⁽⁷⁾。この税込み法と先きの前転を仮定した商務者方式との差は、(直接税－受取の中間生産物)になる。かりに税込み法が正しいものとして結果的にみると、商務者方式は間接税と政府の中間生産物が数量的に等しいとして相殺した形になる。しかし間接税を國民所得に含めず、政府の中間生産物の存在を認めない商務者の立場からすると、この比較は余り意味のないことかもしれない⁽⁸⁾。

この税込み法にたいして、税引き法を強く主張したのはクズネッツである。これは直接税・間接税を問わずすべての租税を國民所得から差引き、それに政府の最終生産物を加える方法である。この方法は、税込み法をとるヒックスを批判する過程でクズネッツによって生み出されたもので、要素支払からの國民所得の算定式としてより歪曲の少ない定義を与えるものとして提案されている⁽⁹⁾。

このクズネッツによる算定式は、

国民所得 = $\frac{1}{2}$ の租税を除いた私的所得 + 政府の最終生産物 (IV-6)

となり、さきの税込み法の算定式と比較すると二点ほど差異が考えられる。第一は直接税と間接税の区別をなくし、すべての租税を一括して取扱うことである。もう一つは暗黙のうちに政府の中間サービスを私的所得の一要素として計算に含めていることである。

この政府の中間サービスを私的要素所得に含めて考えるというのが、クズネッツの大きな特徴で、このため要素支払としての国民所得は生産物総額としての国民所得に何の調整も加えずに等しいものになる。⁽¹⁰⁾ 生産物総額としての国民所得は、市場価格による生産物価値と政府の最終生産物を加えたものであるから、(IV-9)と比較するとこの生産物価値と税引き私的所得が等しければ両式の等値が成立する。市場価格には「間接税マイナス補助金」が入り、クズネッツの要素費用には政府の中間サービスが入っているから、両式の等値のためにはこれらが相殺しあうと考えねばならない。⁽¹¹⁾ 更にヒックスの指摘にもあるように、⁽¹²⁾ クズネッツは政府の最終生産物までも要素費用の中に入れてこれを定義している。つまり彼の要素費用には、直接税・間接税を問わずすべての租税が除外され、その代りにその中に政府の無料サービスが入ることになる。⁽¹³⁾ これは通常の要素費用概念とは異なり、若干奇異な感じを与える。

このクズネッツの考え方は、直接税を含めながら政府の無料サービスを除外して定義するヒックスやあるいは商務者の要素費用概念とは根本的に異なるものである。たとえば商務者は、要素費用による国民所得を「財貨・サービスの經常生産から生じる労働及び財産からの稼得総額」⁽¹⁴⁾と定義している。この定義によれば要素費用は、特定の企業内

れるとしよう。クズネッツ方式ではすでにこの分だけ私的要素費用に含まれているから、市場価格と等値させるために更に間接税を要素費用に加えると中間サービスの分だけ過大になってしまふ⁽¹⁹⁾。しかし市場価格の生産物総額の方にこの中間サービスの分だけ政府生産物として付加しておけばよい。これがまさしく商務省の考え方で、クズネッツの批判の解答になるであろう。この点に関してギルバードは正しくこう指摘している。「われわれの要素費用の概念が余りに狭すぎるといふより、むしろわれわれの国民生産物概念が余りに広すぎるといふことがクズネッツの考えに一致している⁽²⁰⁾」。かように議論は再び政府の最終生産物の範囲如何の問題に戻されることになるのである。

以上間接税の取扱いに関係して、いくつもの要素費用による国民所得の算定式を考えてきた。どの算定式を採用しても他の立場からみるといくつもの問題点がかくされている。この中でもとりわけ現にわが国でも採用されている完全前転を仮定した商務省方式は、ハーバラとヘーゲンの提唱する実質国民所得の「不変性」を維持できないという欠陥をもっている。これは国民所得において財政収支を取扱うさいの一つの問題点として強調されてよいであろう。更にクズネッツと商務省との議論から明らかのように、要素費用の範囲をどこに定めるかも問題として残されよう。クズネッツのように国民所得理論独自の広い範囲で要素費用を定義する考え方と、一般の経済理論とより適合した特定の企業内に帰属する狭い範囲でこれを定義する商務省の方法とは、その性格のより一層の検討を必要としているようである。

(1) G. Colm, *op. cit.*, pp. 187-194, Appendix, pp. 224-227. 説明の過程は仮想的な数字例と図式によっておこなわれている。

- (2) A. C. Pigion, *op. cit.*, 英語「財」頁三〇。
- (3) シュネン「インカム・タックスの解釋と分析」° S. Kuznets, "Government Product and National Income," *op. cit.*, pp. 212-214, G. Haberler and E. E. Hagen, *op. cit.*, pp. 29-30.
- (4) シュネン「インカム・タックスの所得接近法から導出された平均算定率の中心性」° G. Haberler and E. E. Hagen *op. cit.*, pp. 6-10.
- (5) G. Colim, *op. cit.*, p. 196. シュネン「政府所得の概念」° J. M. Clark, *Studies in Income and Wealth*, vol. 1, 1937, p. 229, S. Kuznets, *Studies in Income and Wealth*, vol. 1, 1937, p. 233.
- (6) J. R. Hicks and U. K. Hicks, *op. cit.*, p. 150, J. R. Hicks, "The Valuation of the Social Income," *Economica*, May 1940, p. 118.
- (7) J. R. Hicks, "The Valuation of the Social Income—A Comment on Professor Kuznets' Reflections," *Economica*, August 1948, pp. 167-8.
- (8) シュネン「政府の中間生産物の価値とインカム（A. L. Bowley）を計算するマンモスの場合」° *ibid.*, pp. 152-153.
- (9) S. Kuznets, "On the Valuation of the Social Income—Reflection on the Professor Hicks' Article," part I, *Economica*, February 1948.
- "Government Product and National Income," *op. cit.*, pp. 210-242.
- (10) S. Kuznets, *op. cit.*, part II, May 1948, p. 123.

- (11) 政府の中間サービスを私的要素所得の一要素として含めて考えるという議論はなかなか理解しにくい。クズネットはこれを一國の生産物がタバコのみで政府はそこから間接税を徴収し、それをタバコの品質改良に従事する化学者への貸金支払にあてる例を用いて説明する。この化学者への貸金支払が政府の中間サービスになる。そしてこの場合政府の最終生産物がないから、これとタバコの生産に支払われた要素支払の合計が一國の国民所得になる。この例は商務省との議論においてしばしば利用された。S. Kuznets, "Discussion of the New Department of Commerce Income Series," *Renewal of Economic Statistics*, August 1948, p. 158. "Government Product and National Income," *op. cit.*, p. 216 ff.
- (12) J. R. Hicks, *op. cit.*, p. 167.
- (13) S. Kuznets, Discussion of the New Department of Commerce Income Series," *op. cit.*, p. 159.
- (14) U. S. Department of Commerce, *op. cit.*, p. 8. 商務省の長解は「その詳細は次の論文に示されてゐる。M. Gilbert, "War Expenditures and National Production," *Survey of Current Business*, March 1942, p. 10.
- (15) S. Kuznets, *op. cit.*, p. 158.
- (16) M. Gilbert et al., "Objectives of National Income Measurement: A Reply to Professor Kuznets," *Review of Economic Statistics*, August 1948, p. 189.
- (17) S. Kuznets, "Government Product and National Income," *op. cit.*, p. 225 f.
- (18) この議論に関する限り、ピントスは商務省の立場に同意してゐる。彼はクズネット方式では「国債償還のための政府余剰要素所得に含まれねばならぬ」として、「個人的には、これを理解するのは余りにむずかしい」と感想を述べてゐる。
- J. R. Hicks, *op. cit.*, p. 168.
- (19) S. Kuznets, "Government Product and National Income," *op. cit.*, p. 218.

(三) 間接税とデフレーター

以上間接税に関連して国民所得のいくつもの算定式を考えてきたが、実質タームでの国民所得を測定目標にするとしてもデフレーターとそれに及ぼす間接税の影響の問題を無視できない。この問題を検討すると、国民所得のいくつもの算定式の特徴がより一層明確にされるであろう。

間接税をかりに国民所得に含めて考えると、これを含めない場合と比較して当然価格面に何らかの形で変化が生じ⁽¹⁾。一般に税込み(cum-tax)価格と税引き(ex-tax)価格の区別が発生することになる。ヒックスはこの区別の曖昧さに、国民所得の中で間接税を処理するときの混乱の一つ理由を求めている。どちらの価格を用いても首尾一貫した方法で処理されるべきである。税込み法をとり間接税を加えれば、さきに検討したように貨幣国民所得には一種の膨脹(inflation)が生じる。しかしこれはみせかけにすぎず、デフレーターによって実質タームに調整すれば消えてしまふものである。というのはこの場合、間接税を含めた税込み価格をとっているからである。一方間接税を含めない税引き法を採用しても、税引き価格をもとにしたデフレーターの選択如何では税込み法と同じ結果に到達することも理論的には可能である。⁽³⁾かかる点、デフレーターの作成にあたって間接税をどう取扱うかを検討しておく必要がある。間接税とデフレーターの関係は、ピグーやボレーなどが試みた「実質所得の測定」という問題になる。⁽⁴⁾いまピグーに從つてこの問題を考えてみよう。まず実質所得と貨幣所得を明確に定義する必要上、

- (1) 実質所得を生産要素によって生産されたすべての財貨・サービスの総計

(2) 貨幣所得をかかると項目を供給するにあたって、これらの生産要素にそのサービスの代価として支払われた貨幣総額

と定義することにする。実質所得を価格によって測定しようとする、つまりまず貨幣所得を求めてこれをデフレーターで修正する形で測定すると、次の条件が必要である。かりに生産される財が一種類であるとすると、貨幣所得を物価指数で割ったものは実質所得の同質的な単位数に等しくなるだろうということである。そこでデフレーターを作成するにあたって、どのような方法で間接税を取扱ったならこの条件に一致するかを検討せねばならない。

まず間接税は私的セクターで販売される財単位に賦課され、その税収は政府サービスを生産するための要素支払にあてるといふ簡単な状況を想定しよう。用いられる記号を次のように定める。

Q_p 私的生産物

Q_g 政府生産物

c 各セクターにおける生産物一単位当りの生産費⁽⁵⁾

p 課税された財貨・サービスの税込み販売価格

t 税率(従量税)

P デフレーター

Y 貨幣所得

y 実質所得

先きに指摘した条件を記号をもって表わすと、

$$\frac{Y}{P} = y = Q_p + Q_g \quad (\text{IV-8})$$

となり、これを成立させる P を作成せねばならない。更に想定した状況と記号から、

$$Q_{pf} = Q_{gc} \quad (\text{IV-9})$$

$$Q_{gp} = Y \quad (\text{IV-10})$$

の二式が導出される。以上三式を前提にいくつかのデフレーターを吟味してみよう。

第一は税引き法で考え、私的生産物を税引き価格($P - T$)で評価し、政府サービスの価格にその生産費 c をとる。

これはさきのクズネッツの方式あるいは間接税を含めない点で商務省方式になる。(IV-8)の条件を満足させるデフ

レーター P は、

$$P = \frac{Q_p(P - T) + Q_{gc}}{Q_p + Q_g} \quad (\text{IV-11})$$

の形になる。つまりこの式の分子に(IV-9, 10)を代入すると必然的に(IV-8)になる。

つぎにコルムヤヒックスのように、税込み法で考えたらどうなるであろうか。私的生産物を税込み価格 p で、政府生産物を生産費 c で評価すると、求める P は少くとも、

$$P = \frac{Q_{gp} + Q_{gc}}{Q_p + Q_g} \quad (\text{IV-12})$$

の形になるはずである。これを変形すると、

$$P = \frac{Y + Q_{pf}}{Q_p + Q_a} \quad (IV-13)$$

となり、(IV-8)の条件を満足しない。そこで実質所得を測定する目的上、あらかじめ貨幣所得を税収 Q_{pf} だけふくらませておく、換言すると間接税を加えて貨幣所得を $Y + Q_{pf}$ にしておくことよ。この措置をとって(IV-8)の条件式を

$$\frac{Y + Q_{pf}}{P} = y \quad (IV-14)$$

としておくと、(IV-13)のデフレーターが実質所得の測定に用いられることになる。この措置こそが間接税を貨幣国民所得に加えて、実質タームでの「不変性のテスト」に合格させたコルムやヒックスの方法に他ならない。

第三に間接税を Y に加える措置をとらないボーレーの方法を考えてみよう。(IV-8)の条件式をを満足させるためには、デフレーターの方で工夫する必要がある。

$$P = \frac{Q_{ip} + Q_a(0)}{Q_p + Q_a} \quad (IV-15)$$

これは政府生産物の価格をゼロとすることに特徴がある。ボーレーは、ビグーやC・クラーク(修正した見解)のように、間接税を加えることは国民所得に“unwarranted inflation”を惹き起すことになると考え、政府生産物の価格が間接税でまかなわれるかぎりゼロとすべきだと主張している。⁽⁸⁾これはやや極端な主張であるが、これを受け入れ

ると (IV-8) が成立し、(IV-15) の P も実質所得測定の変フレーターとして認められる。

しかしながらこのポレーの主張には疑問が投げかけられる。ヒックスは価格をゼロにしてよいのは、無制限な数量で無料に供給される「自由財」のケースのみであるとする。もし政府サービスが自由財なら、これにたいする追加的な支出からはなんの効用も生み出されないことになる。しかし現実には、一層よい政府の教育サービスや保健サービスをうけると、われわれの生活は一層よくなってくる。これを理由にヒックスは、ポレーの考え方は誤りであると結論している。⁽⁷⁾

このヒックスの結論を受入れポレーによる第三の方法を除いて考えると、変フレーターは理論的に二つ存在する。税引き価格を利用する場合は第一の方法、税込み価格を利用する場合は貨幣所得を間接税の分だけ膨脹させる第二の方法である。しかし実際に作成という面を考慮に入れると、税引き価格の入手はなかなか困難であるから、おそらくこれを基礎にした第一の変フレーターの作成は疑問視されるであろう。かように変フレーターの点からみると、クズネッツや商務省の方法より、間接税を国民所得に加えるコルムやヒックスの所謂税込み法の方が選好されることになる。

(1) ヒックスはこれを、「*需要効用*」*＝*「*貨幣所得*」*＝*「*需要効用*」という最適条件を乱す一種の攪乱要因とみている。この最適条件が成立するとき、彼のいう生産性測定としての社会所得と厚生測定としての社会所得が一致する。J. R. Hicks, "The Valuation of Social Income," *Economica*, May 1940, pp. 122-124, 同じ見解はウァーバートンにもみられる。C. Warburton, *Studies in Income and Wealth* vol. 6, 1942, pp. 29-31.

- (2) J. R. Hicks and U. K. Hicks, *op. cit.*, p. 147.
- (3) C. Shoup, *Principles of National Income Analysis*, 邦訳 三〇四頁。
- (4) A. C. Pigou, "The Measurement of Real Income," *Economic Journal*, December 1940, pp. 524-525, Arthur L. Bowley, "The Measurement of Real Income," *Manchester School*, vol. 11, 1940, pp. 59-86.
- (5) 政府セクターと私的セクターの生産費を同一にするのは、若干疑問である。参照、G. Haberler and E. E. Hagen, *op. cit.*, pp. 16-17.
- (6) A. L. Bowley, *op. cit.*, pp. 64-65.
- (7) T. R. Hicks, *op. cit.*, pp. 117-118.

(四) 法人税と個人税

以上不十分なが間接税について考察をおえたので、つぎに法人税及び個人税の取扱いに検討を加えたい。まず比較的問題の多い法人税から検討をはじめよう。一般に国民所得統計においては、法人税は個人税とともに直接税を形成しているが、必ずしもこの法人税を直接税とみる立場が全面的に受入れられていたわけではない。法人税はそもそも事業税 (business tax) の名称で取扱われることが多い。たとえばクズネッツは直接事業税と間接事業税とに分け、前者を所謂法人税、後者を間接税の意味に扱っているし、ハーバラーとヘーゲン⁽¹⁾は明らかに間接事業税の他位を法人税に与えている⁽²⁾。これがはっきり直接税の扱いをうけるようになったのは、一九四七年の商務省の改訂以後のことである⁽³⁾。

この改訂作業以前においては、商務省はもとより全国経済調査会（ZENTRO）においても法人税は国民所得の中に含まれていなかった。従つてこれにたいする疑問ないし批判を数多くみつけることができる。たとえばウォーバートンはこの点に触れて、「どんな根拠で除外されるのか私には少しも分らない」と疑問を投げかけているし、またリンドンマンも商務省と自分の測定を比較するにあつて、法人税と超過利潤税とを国民所得に加えている。⁽⁵⁾

法人税を国民所得に含めるか否かは、それが要素費用に含まれるか否かの問題になる。ピグーはイギリスの制度から類推して、要素費用は法人税及び超過利潤税を除いて計算されているから要素費用総額として国民所得を算定するさいには法人税を加えるべきだとしている。⁽⁶⁾これと対照をなすのがヒックスである。彼は非分配利潤にたいする正常な所得税（法人税）は、個人所得税と同じようにすでに要素費用の計算に入っている。しかし超過利潤税は、要素費用の計算に際して控除項目として認められるから間接税なみに取扱つて国民所得に加えられるべきであるとしている。⁽⁷⁾

一九四七年の商務省改訂の一つの大きな特徴は、国民所得に含まれるのは課税後でなくて課税前法人利潤であるとしたことである。⁽⁸⁾これはとりもなおさず、法人税が要素費用の中に含まれることを意味している。課税前法人利潤を愛好する理由は、結局利潤にたいする租税の帰着に求められる。つまり法人税は価格に転嫁せず法人利潤そのものに帰着するという仮定である。この仮定が国民所得において法人税をいかに取扱うかを決定するのでその妥当性が問題にされるが、しかし法人税転嫁の問題は今日においても決して解決されていない。⁽⁹⁾この難問にたいして商務省は、理論的・統計的にみて法人利潤にたいする税率変更が生産物価格よりも課税後利潤に与える影響の方が大きいとする。つまり利潤に帰着する点を重視しているのである。課税後利潤はこの税率変更によつてのみならず、税法で採用され

いてる「繰戻し法」(carry-back)あるは「繰越し法」(carry-over)によって直接に経常生産と関係しない恣意的な変動をこうむりやすい。そこで商務省によって、経常生産に関連する生産要素という観点から課税前利潤が使用されることになった⁽¹⁰⁾。

この商務省の取扱いで問題になるとすれば、要素費用の概念規定についてである。間接税で述べたと同じ視角から、クズネッツはこの点に触れている。彼に云わせると、法人税が要素費用に含まれるか否かは要素費用の言葉の正確な意味に依存することになる。私的企業という狭い角度からみれば要素費用に法人税は当然含まれるべきものであるが、社会全体の見地からみるとそれは要素にたいする純報酬の意味になり、法人税の入る余地がなくなる⁽¹¹⁾。というのは彼のさきの定式化から判断すると、要素にたいする純報酬は、すべての租税を除き政府の最終生産物を含めたものになるからである。価格上昇を惹き起さないという点を除いて、間接税のケースと全く同じと考えられる⁽¹²⁾。

クズネッツは自分のこの立場から、商務省の要素費用に法人税を加えるとそれが生産物総額を超過してしまう場合のあることを指摘している⁽¹³⁾。それはこの法人税が唯一の税収で政府の中間サービスマスに用いられると、要素費用による国民所得は法人税の分だけ市場価格表示の国民所得を超過するというケースである。しかしこの主張は、商務省が中間サービスマスをも最終生産物に含めているという前提を受入れない立場からの議論である。

この法人税の取扱いにおいて、商務省の方法によせられる批判は、曖昧な帰着の仮定に全面的に依存せねばならぬということであろう。これは商務省の立場を代表するギルバードがはっきり認めている点である。彼によればかりに最も合理的な仮定がたてられたとしても疑問が残る⁽¹⁴⁾。クズネッツの最も強調した点もこの仮定の曖昧さにある。そし

て帰着に關して何の假定も設けずに法人税の取扱いに一つの解決を見出したと主張している。⁽¹⁵⁾ たしかに法人税の帰着に何の假定をおかなくてもよいが、商務省の立場からするとその要素費用概念の用法が国民所得算定の基準となるべき基本概念を無視していることになる。かくしてクズネッツを評して、「解決と呼んでよいものに彼が到達したかは明らかでない⁽¹⁶⁾」としている。かようにクズネッツと商務省の見解は、間接税のケースと同じように対立したまま残されることになる。

最後に個人税に簡単にふれておこう。この租税については検討すべき問題が殆どないといつてもよい。その理由はざつと云つて二点ほど考えられる。第一は転嫁の可能性を考へる必要がないということである。⁽¹⁷⁾ 第二は同じこととなるが、一般に個人所得から支払われると考へられてその帰着に疑いがなく、クズネッツのような考へ方を別にすると要素費用の一つとしての存在が明確である。これまでの間接税あるいは法人税の複雑な問題がすべてこの二点から発生してきたことを考へると、個人税について特別に議論すべき問題が何らないことが容易に了解されるだろう。

国民所得算定の「開拓期」の議論を整理してみても、個人税に關係する問題領域はわずかにどの租税を個人税として取扱うかというていどのものである。これは個人の可処分所得を決定するときに必要になつてくる。たとえばクルマは個人税の具体的内容を個人所得税と人頭税に考へているが、⁽¹⁸⁾ ニューカマーはこれに家屋の不動産税を、⁽¹⁹⁾ ブラウは遺産相続税 (inheritance tax)、⁽¹⁶⁾ 遺産税 (estate tax)、⁽¹⁷⁾ 贈与税、⁽¹⁸⁾ 自動車免許税、⁽¹⁹⁾ 無形財産にたいする租税をも含めることを主張している。この議論は實際面では重要かもしれないが、理論的な考察の対象からは無視してもよからう。ほかに個人税とは間接的に關係するにとどまるが個人経費 (personal expense)⁽²¹⁾ の問題がある。これは課税所得の範

冊に関連する問題になるが、本稿の問題領域とは直接に関係しないので取上げないことにする。

- (1) S. Kuznets, "Government Product and National Income," *op. cit.*, p. 220-224.
- (2) G. Haberler and E. E. Hagen, *op. cit.*, pp. 6-7, footnote 7.
- (3) チニンはこう述べている。「法人純所得にたいする租税は、超過利潤税を含めて直接税である。従って法人所得税、超過利潤税の控除前の法人利潤は国民所得に含まれるべきでない。」E. F. Denison, "Report on Tripartite Discussion of National Income Measurement," *Studies in Income and Wealth*, vol. 10, 1946, p. 12.
- (4) C. Warburton, "Accounting Methodology in the Measurement of National Income," *op. cit.*, p. 90, footnote 12.
- (5) J. Lindeman, *op. cit.*, p. 10.
- (6) A. C. Pigou, *The Economics of Welfare*, 邦訳、五一頁。
- (7) J. R. Hicks and U. K. Hick, *op. cit.*, pp. 153-154.
- (8) U. S. Department of Commerce, *op. cit.*, pp. 11-12.
- (9) 法人税転嫁に関する文献は数々あるが、統計的測定についてはその参考 M. Krzyzaniak and R. A. Musgrave, *The Shifting of the Corporation Income Tax*, Baltimore, 1963.
- (10) この商務省の取扱いは「カンキーセ」いわば極めてわかりやすくまた経済理論との調和する点については認められる。この贊言は「カンキーセ」M. Kalecki, "Further Comments on the Department of Commerce Series," *Review of Economic Statistics*, August 1948, p. 196.
- (11) S. Kuznets' "Discussion of the New Department of Commerce Income Series," *op. cit.*, pp. 159-160.
- (12) S. Kuznets, "Government Product and National Income," *op. cit.*, p. 220.

- (1) *ibid.*, p. 222.
- (4) M. Gilbert et al, "Objectives of National Income Measurement," *op. cit.*, p. 193.
- (5) S. Kuznets, "Discussion of the New Department of Commerce Income Series," *op. cit.*, p. 160.
- (6) M. Gilbert et al, *op. cit.*, p. 193.
- (7) しかしながのシムズは商務省のイニシエツトに租税の転嫁・帰着を前提に議論するから、長期には所得税の転嫁の可能性を吟味する必要があるといふ。S. Kuznets, *op. cit.*, p. 160.
- (8) G. Colm, *op. cit.*, p. 224.
- (9) M. Newcomer, *Studies in Income and Wealth*, vol. 1, 1937, pp. 238-239.
- (10) Roy Blough, *Studies in Income and Wealth*, vol. 1, 1937, pp. 283-289.
- (11) C. Shoup, "The Distribution between 'Net' and 'Gross' in Income Taxation," *Studies in Income and Wealth*, vol. 1, 1937, pp. 251-301.
- 更に本稿の問題意識とは直接に結びつかないが、資本利得・損失と租税の問題も国民所得の中で租税収入を取扱うのに関係がある。参照' R. Blough and W. W. Hewett, "Capital Gains in Income Theory and Taxation Policy," *Studies in Income and Wealth*, vol. 2, 1938, pp. 191-263.

五 移転支払・補助金

(一) 移転支払

国民所得と財政収支

政府は財貨・サービスの支払のほかに、所得の単なる移転にすぎない移転支払 (transfer) を支出している⁽¹⁾。移転支払から派生する所得は、国民所得の構成要素たる真の所得とは区別され別個の取扱いをうけることになる。しかし政府支出のうちどれが移転支払になるのかということを決定するのは、実は困難な問題であって、個々の項目によっては恣意的な要素がはいりこまざるをえない⁽²⁾。この中でとりわけ論争の的となったのは政府の支払う公債利子の項目である。たとえばマズグレイヴは「おそらく移転支払の定義においてもっとも興味をそそる問題は、公債利子の取扱いに関するものである⁽³⁾」と述べている。これはさきにものべたように政府生産物を費用で評価しようとするさいに、果して政府の要素費用の一つと考えるべきか、あるいは単なる移転にすぎず、国民所得から除外されるべきものなのかの問題を提出する。

私的セクターにおいては利子の問題は理論的に余り不一致がない。というのは利子は物的資本の経常的な使用にたいする支払を表わす場合にのみ要素費用に含まれるべきものであるからである。従って、政府の支払う利子も政府の物的資本、つまり政府所有の有形資産のサービスを表わすものとみなせうとするのが支配的な考え方になる。問題はこの政府資本をいかに統計的に把握するか、そしてこれを公債にたいして支払われる政府利子とどのように関係づけるかである。これに関して大別すると三つほどの方法が考えられてきている。

第一はコラムによって代表されるもので、実際に支払われた利子をもって政府資本のサービスに代えようとする方法である。具体的には生産的公債の利子は真の要素所得であり、非生産的公債つまり赤字公債や軍事公債の利子は、移転支払とみなされる。生産的公債の場合、有料道路のように自己償還的な投資にあてられるならその利子は、私的

セクターの利子支払と全く同じに取扱える。それは利子受領者の所得である。また一方、一般の道路のように非償還的でも、その投資のために生じた公債利子は国民所得の一要素に含めねばならない。何故ならもしこの措置をとらないなら、道路建設による政府サービスが年々何ら評価されないことになるからである。これはまさしくある期間に、借入によらずに租税等の經常収入によって資金調達をした場合に一層よくあてはまる。この場合引続くあとの期間に、その道路の利用者は国民所得に何んの項目も現われない政府サービスを享受することになる。これを加算しないと、自己所有家屋の帰属家賃を計算しないのと同じケースになる。そこでコルムは、經常収入によるこの政府資本の年々のサービスを別個に推計することを提案するが、これは彼自身認めるように極めて不正確なものになる。⁽⁴⁾従って道路建設が借入による場合と經常収入による場合との比較には注意を払わねばならない。

これに対して非生産的公債の利子は、対応すべき所得項目が同期の国民所得に何ら存在しないと考えられる。つまりこの公債によるサービスは、過去におこなわれた別の会計年度に帰属するものとされ、同期の要素費用の中には含まれない。そこで軍事公債にしる赤字公債にしろいづれの利子支払も、納税者から債券保有者への購売力の移転とみなされる。⁽⁵⁾

政府の資本サービスを評価するのに、実際に支払われた利子を利用する点においては同じだが、コルムのように公債を区別しない方法をとるのがクズネッツである。彼は軍事公債の利子が非生産的で再軍備のための公債利子が生産的であるという意見には納得できないとし、更にまた長期投資の利子支払も過去になされ異なった会計年度に属するではないかとコルムに反撥する。クズネッツの考えに従うと、軍事公債でさえ戦勝国の場合には生産的になってしま

う。かかる点がコルムとの見解の相違である。⁽⁶⁾

さて政府の資本サービスと公債利子の具体的な取扱いにあたって、クズネッツのように公債をすべて一括してしまふのも一つの方法であろうが、非生産的公債まで含めて考えるのは若干の疑問が残される。コルムのように公債をその性格によって生産と非生産とに分けて考えたとすればこの区別の仕方が問題になる。⁽⁷⁾この点コルムはすべての連邦債は戦争の遂行のためか経常的な赤字のために発行されるもので非生産的とみなすべきで、一方州・地方債は生産的な投資にあてられるから生産的と考えるべきだと示唆している。⁽⁸⁾これはイギリスで用いられていた慣例であるが、コルム自身認めるように、明らかに便宜的な措置にすぎないものである。この第一の方法はいずれをとるにせよ、公債を一括して取扱うかあるいは恣意的に配分してそれに応じて利子を取扱う必要がある。

政府の利子支払の取扱い方の第二の方法は、年々の実現した利子が政府の資本サービスを表わすものと考えないものである。⁽⁹⁾消費者が借金をして耐久消費財を購入した場合のみ、その借金に支払われる利子は想定上耐久財サービスの価値を測定するものとみなされ、国民所得に含まれるかもしれない。つまり利子支払が、耐久財サービスの年々のフローと一致するとみなしうるとするものである。これはハーバラーとヘーゲンの指摘するところであるが、⁽¹⁰⁾勿論十分な理由があつてのことではなく、政府資本の場合にも成立すると積極的に主張はできない。むしろこの主張が成立しない幾つもの例を上げることができる。たとえばさきに指摘したように、政府投資が借入でなく租税で資金調達されたり、物的資本が消耗する以上に早く公債が償却される場合である。また非生産的公債の場合には、利子支払は対応すべきサービスを何らもっていない。⁽¹¹⁾

このように考えると、政府の利子支払は資本サービスの正しい測定値ではなく、そこで直接にこれらのサービスを算定し要素所得に含める必要がある。この場合使用されるのがある想定にもとづく帰属利子である。この考え方は実際に支払われている公債利子が、一般に政府所有の生産手段の価値をかなり上廻っていて単純に両者は等しくならず、要素所得とはなりえないというものである。実現した利子を用いるクズネッツのような方法は、殊に第二次大戦前後の比較のさいには致命的になる。帰属利子の計算にあたっては、コーブランドやミーンスはまず政府資本をその費用で評価し、これに政府のそのときの利率を適用する方法を提案している。⁽¹²⁾この方法によると利子は小さくなり、政府所有の生産手段を表わすものとしてより正確になるかもしれない。コルムやイギリスの慣例とは異って、この方法の長所は「不変性のテスト」に耐えられることである。つまり連邦債が地方債にとつかわられるような制度上の変更があつても、要素費用としての政府の利子支払には変化がない。

問題は政府資本の価値の測定にある。費用で評価するといつてもデータは極めて貧弱で、いかにして意味があるように正確に測定しうるかは困難な問題である。クズネッツが強く指摘するのは、まさにこの点である。⁽¹³⁾データが不足しているのは必ずしも統計資料が不十分だからではなくて、政府によって所有されている多数の有形資産項目を評価することが殆ど不可能だからである。市場で評価されることない道路や港湾にどんな価値を認めたらよいのだろうか。そこで必然的に恣意的な価値を与えてそこから利子を計算することになる。これでは政府の利子支払に関連する問題を少しも解決したことにはならない。これらがクズネッツの主張であるが、これは彼がまだ「初期の見解」をとつていたころのものである。これに対してコーブランドは、この政府資本の測定をそれほど困難とは考えていない。⁽¹⁴⁾とい

うのはその測定の困難さが、国民所得の他の多数の項目の測定よりも目立って大きいものでないことを確信しているからである。そして第一の実現した利子を資本サービスの測定値に用いる方法を理論的に認めたいと批判して、理論的に主張しうる帰属利子を用いる方法だとして次のように結論している。「理論的に主張できない項目を正確に測定しうる可能性は、雑にしか測定できないが理論的に主張しうる項目にとって代わる議論ではない」と。この政府資本の評価が問題になる一つの理由は、政府勘定に貸借対照表を含めた企業の会計制度が確立していないことであろう。⁽¹⁶⁾

さて政府の利子支払の第三の取扱いに目を転じよう。この考え方は、政府資本のサービスを評価し国民所得に含める重要性を十分に認めるが、しかし実際の統計的制約からこの測定をすべて放棄しようとするものである。これまでの考察でわかるように、政府資本のサービスを実現利子で代替しようが帰属利子を計算して利用しようが、いづれにしても理論的、統計的にかかなりの問題点が残っている。そこでこれらの測定は本来非常に不正確なものだからすべてを無視してしまうのが、より合理的であろうという考え方が生まれてきたわけである。これは政府資本からのサービスを、主婦のサービスと同じように取扱うことを意味している。⁽¹⁷⁾つまり測定してその結果を国民所得に含めたいのだが、余りに恣意的になりすぎるということである。あるいはまた、自動車や冷蔵庫といった耐久消費財と同じに考えようとするものである。⁽¹⁸⁾通常これらの耐久消費財は資本勘定を通過することなしに、購入されただちに消費されるのと想定されその後の使用価値には何の考慮も払われない。同じような手法を政府セクターにも導入して、その建物、構築物あるいは軍事施設をも消費者の自動車購入のように取扱おうとするものである。

これには当然欠陥もある。政府資本のサービスの除去は、統計上重大なギャップになり、私的生産物と政府生産物

の比較にあたって一つの障害になる。たとえば造船の場合、民間造船所と海軍造船所とはその価値が異なってくる。後者の場合資本サービスによって付加される価値を含めないから、物理的に同じ船でも前者の場合より小さく評価されることになる。これらの欠陥をすべて考慮に入れて、ハーバラーとヘーゲンは「政府資本のサービスは満足のいくように測定されないと素直に認めて、それを除外するのがよりミスリーディングでないかもしれない⁽¹⁹⁾」と言っている。そして彼等は、政府資本のサービスをその減価償却に等しいと想定することも可能であるとし、理論的に一つの逃げ道をつくっている⁽²⁰⁾。これは政府セクターのなかのもう一つ困難な問題である減価償却をも解決する考え方という⁽²¹⁾。

一九四七年の商務省の規定は、この第三の方法にそったものである。これによると公債利子は国民所得から除外される。その根本的な理由は、要素費用の定義から導き出され、公債の大部分は軍事目的や経常支出のために発行されたもので、従ってその利子支払は経常的に生産された財貨・サービスや経済諸資源の経常的使用を表わさないと考えるからである。かりに公債利子を国民所得に含めるとすると、戦前戦後の比較にあたってその系列は、戦争中に発行された公債の継続的な利子支払のために、歪曲されるおそれがある。しかし政府の資本サービスを決して無視していいわけではない。ある目的のためにはこれを測定して国民所得に加えてもよいとしているが、政府資本の財源調達にあてられた公債の利子支払額を加算することにはひどく疑問を感じている⁽²²⁾。

これに対して政府利子（帰属利子でなく実現したもの）を法人利子と同じようにみなしてこれを国民所得に含めることを主張するのがクズネッツである。彼は商務省の考えを批判して次のような疑問を提出している。利子以外の他

の要素支払が必然的に経済諸資源の経常的使用や経常的に生産された財貨・サービスを表わすのか？ 法人の場合その債券に支払う利子は、資本財の何らかの経常的使用や経常的生産に反映すると確信できるのか？ 法人は完全に活動しないで生産物がゼロの年でも利子を支払い、負の利潤の形でこれを相殺している。明らかにその利子は、経済的生産でも資本財の経常的使用にも関係しないのに、要素費用に含まれている。同じことは政府の場合にもあてはまるであろう。⁽²³⁾ 以上のような推論は、法人利子の場合には正しい結果に到達するためにたしかに必要であるが、政府利子の場合にも該当するか否かは疑しい。殊に商務省のように政府機能を消費者のそれとみなすと、利子を相殺する利潤や損失の存在が考えられないから、より一層受け入れがたいようである。⁽²⁴⁾

政府利子支払の他に、若干議論をよんだ移転支払の項目として公務員の年金がある。これは軍人年金や老齢年金とは異って、⁽²⁵⁾ 過去のサービスにたいして支払われた給料の一部を形成すると考えられる点に問題がある。退職後に権利を有する年金を移転支払として差し引いてしまつて、公務員給料のみを国民所得に含めるのでは過小評価になるおそれがある。一つの解決策として、以前に務めていた公務員に支払われた正常な年金を現行の公務員給料に含めることによって、公務員のサービスにたいする過小評価を埋合せることは可能である。ただこの方法は、年金を請求する公務員の数がある時期からもう一つの時期にかけて大きく変動すると誤りを導くことになる。⁽²⁶⁾

(1) これがピグーの周知の「消耗的支出」と「移転的支出」の区別である。A. C. Pigou, *A Study in Public Finance*, 3th, London, 1952, p. 19.

(2) M. A. Copeland, "Concepts of National Income," *Studies in Income and Wealth*, vol. 1, 1937, pp. 27-30.

- (3) R. A. Musgrave, *op. cit.*, 邦訳、二八九頁。
- (4) コラムは以下の通りである。「現在の利用可能な統計を基礎にしては余りに不正確すぎる例の一つと考える」
G. Colm, *op. cit.*, p. 198. 本論文の参考 M. A. Copeland, "Some Problems in the Theory of National Income," *Journal of Political Economy*, February 1932, p. 31.
- (5) G. Colm, *op. cit.*, pp. 198-9.
- (6) S. Kuznets, *Studies in Income and Wealth*, vol. 1, 1937, pp. 233-4, G. Colm, *op. cit.*, p. 199, footnote 30, pp. 246-7.
- (7) 生産的の意味にいうと、コラムのよりに比較的広くとる立場であれば、メーカーのよりに自己償還的なものと解すに疑いなくある。M. Newcomer, "The Nature of American Public Debt," *American Economic Review*, March 1937, p. 54.
- (8) G. Colm, *op. cit.*, pp. 211-2.
- (9) もし利子が資本サービスを表わすものとする、利子は政府資産の量や性格の関数ではなく公債の関数になってしまふ。要素所得として含まれるべき利子は、公債ではなく財貨・サービスの生産を行う生産要素(物的資本)によって造出されるものである。これがホルムやクムネツなどの第一の方法への批判になる。参照 J. Lindeman, *op. cit.*, p. 12.
- (10) G. Haberler and E. E. Hagen, *op. cit.*, p. 22, footnote 34.
- (11) 赤字公債による救済支払は、たしかに人的資本になつたりあるいはその損失を防いだりして利子に見合うべきものが存在するとも考えられる。しかしこれはのちになつて生産に貢献するかぎり賃金で測定されるべきで当期の公債利子ではない。
- (12) M. A. Copeland, *op. cit.*, p. 28, G. C. Means, *op. cit.*, p. 288-9.

- (13) S. Kuznets, *Studies in Income and Wealth*, vol. 1, 1937, pp. 43-4.
- (14) M. A. Copeland, *op. cit.*, p. 54.
- (15) *ibid.*, p. 28.
- (16) 一九三七年の論文でヨーロッパは「政府の企業的会計制度が発展しうるか否かは時のみを知りうる」*ibid.*, p. 55, としてゐるが、しかし今日もおおこのやうな制度は確立してゐないやうである。
- (17) J. Lindeman, *op. cit.*, p. 12.
- (18) C. Warburton, *Studies in Income and Wealth*, vol. 6, 1942, p. 36.
- (19) G. Haberler and Hagen, *op. cit.*, p. 24.
- (20) これはマヌグレイヴの考え方と同じである。彼は公債利子と政府資本の減価を国民所得に含めない商務省の立場を評して「現在の償行では少なくとも双方が無視され、かくて総産出量の価値に影響を与えない点で筋が通っている」としている。参照 R. A. Musgrave, *op. cit.*, 邦訳「二九〇頁」。
- (21) 同じやうな想定は「コホルムとニローカマーによつても示唆されている。それは生産的公債の正常な償還を、政府投資の減価却とみなせようとするのと同じである。G. Cohn, *op. cit.*, p. 247, M. Newcomer, *Studies in Income and Wealth*, vol. 1, 1937, p. 239. 一方クズネッツは私的投資と同じ手法で減価償却を算定し、政府セクターでも純資本形成と粗資本形成の区別をせよと主張している。S. Kuznets, "Government Product and National Income," *op. cit.*, pp. 205-6.
- (22) U. S. Department of Commerce, *op. cit.*, p. 11.
- (23) S. Kuznets, "Discussion of the New Department of Commerce Income Series," *op. cit.*, p. 159.
- (24) M. Gilbert et al., *op. cit.*, pp. 192-193.

(25) 一般に軍人年金は移転支払とされるが、老齢年金の場合は無醸出制と醸出制とで異なる。無醸出制なら移転支払、醸出制及び社会保険支払は雇用者にたいする場合は間接税、被用者にたいする場合は賃金に含まれている直接税と同じ取扱いになる。

参照 J. R. Hicks and U. K. Hicks, *op. cit.*, p. 151.

(26) *ibid.*, p. 152; G. Colm, *op. cit.*, pp. 196-197.

(二) 補助金

国民所得の算定にあたっては、補助金は一貫して負の間接税の地位を与えられてきた。これは政府勘定の他の項目のように有力な反対もなく、一般に受入れられているようである。補助金は政府から企業にたいして支払われる一種の移転支払とみなされている。実際には賃金・利潤を増加させたり、そうでなければこれらの予想される減少を阻止したりする。あるいは生産物価格を下落させ、実質所得を高める働きをするが、しかしいずれにしても国民所得に何か貢献するものとの対応関係をもっていない。それ故私的セクターにこの項目があらわれた場合、移転支払としての赤字公債の利子のように国民所得から差引く必要がある。

しかしながら、以上の一般的説明では十分でない二三の問題がある。たとえば、極端に低い市場価格を補填しその生産を喚起するために政府が支出する補助金がある。たとえば農産物価格支持のための補助金がその一例であるが、この場合農業所得に補助金を加えた額が、農民の実質的な貢献に相当する所得であるとも考えられる。もしこれが認められるなら、この補助金は移転支払でなくなり国民所得の構成要素たる真の所得になる。しかしこの場合の補助金は、あくまで移転支払として取扱われるのが普通である。⁽¹⁾ というのはこの支出にみあった財貨・サービスを政府は何

も受取らないからである。⁽²⁾この農産物の例とは反対に、政府の補助金のために補助された生産物価格が市場価格以下になる場合がある。たとえば市営住宅の低家賃、電車や航空機の赤字サービスなど補助された価格で取引が成立している。ヒックスはこの場合、これらのサービスを実際に販売される補助された価格で算定し、国民所得総額からこの補助金の額を差引く方法を示唆している。⁽³⁾

このヒックスの説明はこのさい合理的なものとみなしうるが、一般に一〇〇%補助されその価格がゼロで無料で供給されると考えられる政府の財貨・サービスと、部分的にのみ補助することを原則とすると純粋な補助金との区別は曖昧な点が多い。たとえば価格支持のための農家にたいする政府支出が補助金で、学校教師にたいする支出が何故財貨・サービス購入になるのかという疑問が生じる可能性がある。この点に関し、コルムは一つの基準を提案している。⁽⁴⁾すなわち何らかの形で、つまりどんな低い価格でも、市場交換を経由する生産物にたいする政府支出を補助金とみるという基準これである。たとえば農産物価格はいくら低くても市場で決定されるが、一方一般の義務教育サービスは価格ゼロでどんな物価指数にも含まれない。このコルムの基準によって、政府企業にたいする補助金も政府の財貨・サービス購入と区別されることになる。もしこれらの政府企業が、物価指数の作成にあたって含まれるかあるいは含まれると想定しうる市場領域に入っているなら、そのときこの企業にたいする政府支出は補助金になり、移転支出とみなされるべきである。しかしながら、通常の物価指数で表わしえないような行政的セクターに属しているなら、その企業にたいする政府支出は財貨・サービス購入になる。

(1) G. Colm, *op. cit.*, p. 201. これに関連してコルムはまたこう述べている。「移転支払のカテゴリーの重要な意味は、国の

生産要素のどれもが消費されないことである」 *ibid.*, p. 200.

(2) この価格支持のための政府支出の他に、農業に關してもう一つ土地改良にたいする補助金の取扱いに問題が残る。何故ならこのタイプの補助金は、何処かで生産物として勘定されるべきものを生み出すからである。リンドマンはこれを農業生産物の一部であり、形式的には政府によって支払われる資本形成であるとしている。参照 J. Lindeman, *op. cit.*, p. 15.

(3) J. R. Hicks and U. K. Hicks, *op. cit.*, p. 154.

(4) G. Colm, *op. cit.*, p. 201.

六 むすびと残された問題

国民所得算定の「開拓期」にアメリカに現われた諸見解を手がかりに、国民所得測定上における財政収支の取扱いに関する議論を、問題史的にあとづけてみた。不十分ながら以上の考察によって、国民所得の実際の算定が試みられはじめたそもその出発点から、商務省の統一見解が成立するまでの過程を明らかにしたつもりである。またいくつかの問題点の所在をも、あるていどはつきりさせたつもりである。以下論点を整理し結論としたい。

まず第一は、政府の中間生産物の取扱いに関する問題である。この問題はアメリカにおいては、商務省とクズネッツ、コルムあるいはマズングレイヴに代表される学者との見解の対立という形で今日にまでおよんでいる。クズネッツのように政府の中間生産物の範囲を広く考えると、国民所得総額にもかなりの影響をおよぼすことになる。だが身近かな例から類推して、政府の中間生産物なるものが果して実際に存在しうるものだろうか。クズネッツは警察や一般行政

などの社会全体にたいする政府サービスを、最終生産物の生産にあって必要とされる「先行的に欠くことのできないコスト」(antecedent indispensable cost)として、中間サービスの性格をもつものとみなしている。しかしこのような社会全体にたいするサービスは、政府のみしかおこないえない活動の産物である。この点を重視すれば、このサービスこそがまさしく政府の最終生産物であり、国民所得に含めるべき資格を有しているようにも思える。また一方、企業にたいする情報提供のような政府サービスは、個人にたいする最終サービスとは明確に一線を引きうる例である。このように政府の中間生産物ともみなしうるものが別に存在する。対立したいずれの見解をとるにしても、すっきりした形での整理はつけにくい。

第二の問題点は間接税の取扱いに關してである。商務省のように間接税の前転を仮定しこれを国民所得に加えない方法をとるかぎり、租税構造の変更があつた場合実質タームでの国民所得の不変性は維持されえない。この点に關しては、間接税を含めて国民所得を定義すべきであるという商務省方式にたいする批判は正しいであろう。この問題は財政学の立場から、国民所得の諸問題を考察するときに、殊に興味ぶかいものになる。

第三は移転支払に關連して、政府の利子支払と資本サービスの取扱いである。商務省の見解をとれば両者に直接の關係はなく、政府の利子支払は移転支払のごとく取扱われ国民所得から除外され、一方政府の資本サービスはすべて無視されている。公債利子を政府の資本サービスの年々のフローとみるよりは、むしろ納税者から債券保有者への所得移転とみる方が自然のようである。この点に關して商務省方式に余り異論はないが、問題は資本サービスの評価の方にある。この資本サービスを減価償却と相殺しあうと考えるのは、たしかに一つの説明にちがいないが、やはり問

題の回避であつて完全な解決にはなっていない。この問題を解決したければ、古くから提唱されている政府の資本勘定の設定に戻り、直接に資産評価や減価償却の算定をおこなうべき性格のものであらう。

以上提出した三つの問題点のうち、第一と第三は殊に解決が困難である。これからの解決の方向として、政府セクターの範囲の問題が浮び上ってくる。一九四七年の商務省の改訂以降、政府セクターは慣行として一般政府と政府企業に分けられている。もしこの分け方に従うとすると、一般的に政府企業は私的企業に類する行動をとるものとされそれに準じた取扱いが可能になる。そこで政府活動のうち企業的色彩のするものはすべて政府企業の方へ入れ、残りの一般政府の活動を狭く限定するならば、さきに提出した二つの問題点の解決の糸口がつかめるのではないかと思う。つまり政府を一般政府と狭く限定し、その活動を消費者機能とみなすことである。このような視角から、政府の財貨・サービス購入をみると、やはり商務省の考えのように購入するものは最終生産物のみで、政府セクターには中間生産物は存在しないと考えられる。一方政府を消費者単位とみなすかぎり、その資本サービスの重要性もあるていど無視しうるものになる。何故なら生産的活動に用いられる資本のサービスは、すべて政府企業の方で処理するようになるからである。したがって資本サービスの評価に必要な古くからの課題である政府の資本勘定の創設も魅力のある提案でなくなるかもしれない。この商務省の考え方を押しすすめる方法は、一般政府と政府企業をどこで区別するかの問題は残るが、クズネットのように政府に企業者行動を認めそこから発生する困難な問題の解決を試みるよりは、少くとも説明が容易になる。というのはこの方法によって、第一の中間生産物の処理および第三の政府の資本サービスの処理という二つの難問題から発生するあるていど恣意的ならざるをえない統計的操作が回避できるようになる

からである。

かかる点で商務省によって統一された公式的見解は、第二の実質国民所得の不変性を維持しえない問題を除いては、有用である。これは商務省がまず概念的に統一したフレームワークを設定し、この角度から議論を進展させたことによるものである。これにたいして「開拓期」の諸議論は、統一的な概念規定を設定してから問題を出発させるというより、むしろ個々の問題点を含んだ項目より出発し、議論のよりどころになる全体としてのフレームワークを作っていない。これがためにいたずらに議論を混乱させたと思われる傾向がある。結果的にみれば余り実りの多い議論が展開されなかったともいえよう。この点さきに引用したシャウブの見解を再び思いおこす必要がある。⁽¹⁾しかしながらこの一〇年間の議論を経過して、その反省としてはじめて商務省の統一的な概念規定へと結実した事実を忘れるべきではない。

このように統一的なフレームワークで整理された商務省概念には、個々のケースではいくつもの問題点が指摘できる。政府を狭く限定し消費者機能のみ果すと考えないかぎり、上述した中間生産物と資本サービスの問題を無視できない。また財政学の立場にたてば、間接税の取扱いに、あるいは法人税を直接税と決めてしまう方式に不満が残る。本稿ではたまたま政府セクターを中心に取扱ったが、他の専門の経済学の分野、例えば国際経済、農業などからみれば、同じようにいくつもの問題点の指摘が可能であろう。だが国民所得の分野においては、これらの要求すべてに答えることは無理である。だから国民所得統計を実際に利用するさいには、このように専門の各分野から提出される問題点を念頭においたうえで、これを活用する態度が必要である。

検討すべき問題で本稿でとり上げなかったものがある。議論の対象にとり上げた「開拓期」に第二次大戦が含まれていることから分るように、戦時中の国民所得の定義に関しては、戦時独自の問題が発生したが、これは考察のそとにおかざるをえなかった⁽²⁾。また公債利子の問題は本稿で取扱ったが、公債そのものの取扱いには触れることができなかった。さらに移転支払についても、政府の利子支払以外は取扱っていない。これらはいずれも数多くの議論がなされた問題であるが、将来の課題として残さざるをえなかった。一九四七年の商務省の改訂以降についても議論の追求をしていない⁽³⁾。これらについては、勘定体系での政府セクターの位置づけという重要な問題をも含めて、将来の課題である。

(1) 一三四頁、参照。

(2) たとえば次のような文献がある。

R. W. Goldsmith, "Measuring the Economic Impact of Armament Expenditures," *Studies in Income and Wealth*, vol. 6, 1942, pp. 46-93.

(3) 一九五四年に商務省によって一部改訂が企てられている。参照、U. S. Department of Commerce, *Survey of Current Business*, supplement, 1954.

(一九六六・十一・二八)

参考文献

アメリカを中心に一九三〇年代後半—一九四〇年代後半にかけてとりかわされた議論に、直接関係する文献のみを整理する

国民所得と財政収支

1) 2) 3) 4) 5)

1. *Studies in Income and Wealth, National Bureau of Economic Research*

- Copeland, M. A. "Concepts of National Income," discussion; S. Kuznets, C. Warburton, M. A. Copeland, vol. 1, part 1, 1937.
- Warburton, C. "Accounting Methodology in the Measurement of National Income," vol. 1, part 2, 1937.
- Colin, G. "Public Revenue and Public Expenditure in National Income," discussion; J. M. Clark, S. Kuznets, M. Newcomer, G. Colin, vol. 1, part 5, 1937.
- Shoup, C. "The Distinction between 'Net' and 'Gross' in Income Taxation," discussion; R. Blough, W. W. Hewell, C. Shoup, vol. 1, part 6, 1937.
- Haberler, G. "National Income, Saving, and Investment," discussion; M. A. Copeland, H. Neisser, G. Haberler, vol. 2, part 3, 1938.
- Means, G. C., I. Currie and R. R. Nathan, concurring, "Problems in Estimating National Income Arising from Production by Government," discussion; S. Kuznets, G. C. Means, vol. 2, part 5, 1938.
- Nelson, R. W. and Jackson, D. "Allocation of Benefits from Government Expenditures," vol. 2, part 6, 1938.
- Warburton, C. "Three Estimates of the Value of the Nation's Output of Commodities and Services, A Comparison," discussion; A. G. Hart, S. Kuznets, M. A. Copeland, C. Warburton, vol. 3, part 5, 1939.
- Lindeman, J. "Income Measurement as Affected by Government Operations," discussion; C. Warburton, M. A. Copeland, J. Lindeman, vol. 6, part 1, 1942.

- Goldsmith, R. W. "Measuring the Economic Impact of Armament Expenditures," discussion; C. Warburton, M. A. Copeland, C. L. Merwin, vol. 6, part 2, 1942.
- Haberler, G. and Hagen, E. E. "Taxes, Government Expenditures, and National Income," vol. 8, part 1, 1944.
- Denison, E. F. "Report on Tripartite Discussions of National Income Measurements," discussion; J. Rothenberg, C. Warburton, E. F. Denison, vol. 10, part 1, 1946.

2. others

- Bowley, A. L. "The Measurement of Real Income," *Manchester School*, vol. 11, 1940.
- Connan, E. *Wealth*, London, 1914.
- Clark, C. *The National Income 1924-31*, London, 1932.
-, *National Income and Outlay*, London, 1937.
- Copeland, M. A. "Some Problems in the Theory of National Income," *Journal of Political Economy*, February 1932.
- Gilbert, M. "War Expenditures and National Production," *Survey of Current Business*, March 1942.
- Gilbert, M. et al. "Objectives of National Income Measurement: A Reply to Professor Kuznets," *Review of Economic Statistics*, August 1948.
- Hicks, J. R. and Hicks, U. K. "Public Finance in the National Income," *Review of Economic Studies*, February 1939.

Hicks, J. R. "The Valuation of the Social Income," *Economica*, May 1948.

....., "The Valuation of the Social Income—A Comment on Professor Kuznets' Reflection," *Economica*, August 1948.

Kalecki, M. "Further Comments on the Department of Commerce Series," *Review of Economic Statistics*, August 1948.

Kuznets, S. *National Income and Capital Formation 1919-1935*, National Bureau of Economic Research, 1937.

....., *National Income and Its Composition 1919-1938*, National Bureau of Economic Research, 1941.

....., *National Product, War and Prewar*, National Bureau of Economic Research, 1944.

....., *National Product in Wartime*, National Bureau of Economic Research, 1945.

....., *National Income; A Summary of Findings*, National Bureau of Economic Research, 1946.

....., "On the Valuation of Social Income—Reflections on the Professor Hicks' Article," Part 1, 11, *Economica*, February 1948, May 1948.

....., "Discussion of the New Department of Commerce Income Series," *Review of Economic Statistics*, August 1948.

....., "Government Product and National Income," *Income and Wealth*, series 1, International Association for Income and Wealth, 1951.

Lindahl, E. et al., *Wages, Cost of Living and National Income in Sweden 1860-1930*, Part 1, 11, London, 1937.

Musgrave, R. A. *The Theory of Public Finance*, New York, 1959. 木下和光譯記『財政理論』有斐閣、昭和三十六年。

- Pigou, A. C. *The Economics of Welfare*, 4th, London, 1932. 永田清監訳『厚生経済学』東洋経済新報社、昭和二八年。
- ……, “The Measurement of Real Income,” *Economic Journal*, December 1940.
- Shoup, C. *Principles of National Income Analysis*, New York, 1947. 永田清・高橋長太郎訳『国民所得分析の原理』有斐閣、昭和三五年。
- ……, “Development and Use of National Income Data,” H. S. Ellis, ed., *A Survey of Contemporary Economics*, Philadelphia, 1948, ch. 8. 郵留重人監訳『現代経済学の展覧』岩波書店、昭和二六年。
- U. S. Department of Commerce, “National Income and Product Statistics of the United States 1929-1946,” *Survey of Current Business*, supplement, July 1947.
- Warburton, C. “Value of the Gross National Product and Its Components 1919-1929,” *Journal of the American Statistical Association*, December 1934.

(昭和四一年十二月一五日受理)